【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成28年7月15日

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大庭 雅志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号

(平成28年10月1日より、東京都千代田区丸の内一丁目8番2号(予定))

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【電話番号】 03-3212-8421

【届出の対象とした募集(売出)内国投 東京海上セレクション・日本債券インデックス

資信託受益証券に係るファンドの名

称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 上限 1兆円

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・日本債券インデックス (以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社(平成28年10月1日付で東京海上不動産投資顧問株式会社と合併する予定です。以下同じ。以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。 委託会社のお問い合わせ先(以下「委託会社サービスデスク」といいます。) 東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

(5)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位となります。

上記 にかかわらず、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。

(7)【申込期間】

平成28年7月16日から平成29年1月13日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店のうち、確定拠出年金制度に基づいた受益権の取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご留意ください。詳しくは販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。)を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

- a. 当ファンドの取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて 受益権の取得申込を行う資産管理機関および連合会等に限るものとします。ただし、ファンドの設 定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではあ りません。
- b. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- c.取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- d.取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- e.上記にかかわらず、取引所()における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
 - ()金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます(以下、本書において同じ。)。
- f.取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。 (ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。)
- g. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を再投資する自動けいぞく(累積)投資専用ファンドです。このため申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。

上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載 の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券」(以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。)に投資します。

NOMURA-BPI(野村ボンド・パフォーマンス・インデックス)(総合)とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

「TMA」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社 (TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.)」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信/国内/債券/インデックス型に属します。 当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式債 券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

属性区分表

				有伽訨秀届出書(内国投貨
株式	年1回	グローバル		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
中小室体 債券	年4回	北米	ファミリー	日経225
一般	年6回 (隔月)	区欠州	ファンド	
社債 その他債券	年12回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
 不動産投信	日々	中南米		
その他資産	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (NOMURA - BPI
(投資信託証券 (債券(一般)))		中近東 (中東)		(総合))
資産複合		エマージング		
) 資産配分固定型 資産配分変更型				
)/ 10 /8** >//-				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて 投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

337 77 TH	N/ /N TULE /**	
単位型・	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、そ
追加型		の後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行
		われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいい
		ます。
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
地域		主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の
		記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の
		記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外
		の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
投資対象	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
資産		主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券お
		よび不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載が
		あるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による
		主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信
		以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま
		す。
•		

	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不
		動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資
		収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいま
		す。
独立区分	MMF(マネー・マネージ	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
	メント・ファンド)	規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する
	ブ・ファンド)	規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政
		令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託
		並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
		の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動
		する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して
		注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みある
		いは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成 しております。

属性区分の定義

-			_属性区分の定義
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの
資産			をいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株
			に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型
			株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全て
			のものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各
			国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機
			関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として
			投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行す
			る社債に主として投資する旨の記載があるものをいいま
			す。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債
			以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをい
			います。
		格付等クレ	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発
		ジットによる	│行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確│
		属性	な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に
			加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信	-	目論見書または投資信託約款において、主として不動産
			投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、
			債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるも
			のをいいます。
	資産複合	資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資
		固定型	対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載が
			あるものをいいます。
		資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資
		変更型	対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨
			の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がない
			ものをいいます。
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する
			旨の記載があるものをいいます。
	年2回		目論見書または投資信託約款において、年2回決算する
			旨の記載があるものをいいます。
•			

		有価証券届出書(内国投資作
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する 旨の記載があるものをいいます。
	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月) 決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨 の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	区欠州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載 があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいいます。
	中近東(中東)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による 投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除 きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替 ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを 行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う 旨の記載がないものをいいます。
対象イン デックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

	-	
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と 合意のうえ、変更することができます。

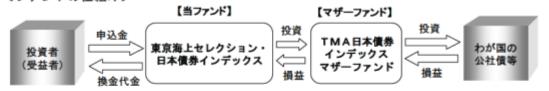
ファンドの特色

1. 主にわが国の公社債に投資します。

主にわが国の公社債を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

<ファンドの仕組み>



- ※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。
- 2. NOMURA-BPI (総合)に連動する投資成果を目標とします。
- 3. お申込み時の手数料はありません。

<<u>マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について</u>>

・NOMURA-BPI (野村ポンド・パフォーマンス・インデックス) (総合)

野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。

NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

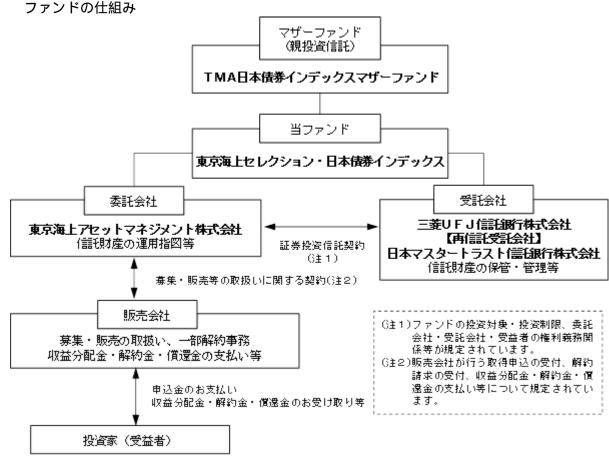
主な投資制限

株	式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨	建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

(2)【ファンドの沿革】

平成22年4月28日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円(平成28年5月末日現在)
- ・会社の沿革

昭和60年12月 東京海上グループ (現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用 ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名 にて資本金 2 億円で設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の 委託会社としての免許取得

平成19年9月 金融商品取引業者として登録

平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成28年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併(予定)

・大株主の状況(平成28年5月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1.基本方針

NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほかわが国の公 社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として、わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マ ザーファンドで行うこととなります。

信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額(マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限(要約)

TMA日本債券インデックスマザーファンド

1.基本方針

NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果の達成を目標とします。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目指して運用を 行うことを基本とします。

信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の 組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあ ります。

- 3. 運用制限
- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社 債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とし ます。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。 運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA BPI(総合)に連動するよう、残存期間別、種別毎の 時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

(2)【投資対象】

- 1.当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。 以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形 (金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

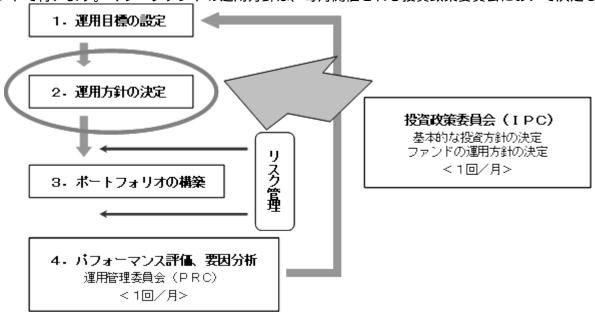
為替手形

- 2.委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UF 」信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の受 益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号 に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権 証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい ます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2 条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10)コマーシャル・ペーパー

- (11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を 含みます。)および新株予約権証券
- (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
- (13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものを いいます。)
- (15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券にかかるものに限ります。)
- (17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益 証券に表示されるべきもの
- (22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- 3.委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4.上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づきわが国の公社債に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは債券運用部日本債券運用グループ(11名)が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室(4名)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が 参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備 及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、平成28年6月1日現在)

(4)【分配方針】

年1回(原則として4月15日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税 および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ()諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の 立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

a.委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)

- b.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超 えることとなる投資の指図をしません。
- c.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマ ザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託

財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる 投資の指図をしません。

- g.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 投資する株式等の範囲(約款第19条)
- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の 一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a.委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b.委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c.委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - スワップ取引(約款第23条)
- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の 提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b.金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- c.金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d.委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。 デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 有価証券の貸付(約款第25条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売(約款第26条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b.上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で 行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の 一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入(約款第27条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で 行うことができるものとします。
- c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。) の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b.上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第29条の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款第35条)

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1.投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に公社債など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上 昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) NOMURA - BPI(総合)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はNOMURA-BPI(総合)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、NOMURA-BPI(総合)の算出対象となる債券の種類 別構成や構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

(3) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2.その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。

- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主にわが国の公社債を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、 組入れた公社債の値動きやそれらの公社債の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますの で、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているもので はありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して 申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつそ の後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権 利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって 行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担してお り、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ 払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とす るマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があ り、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に 影響を及ぼす場合があります。

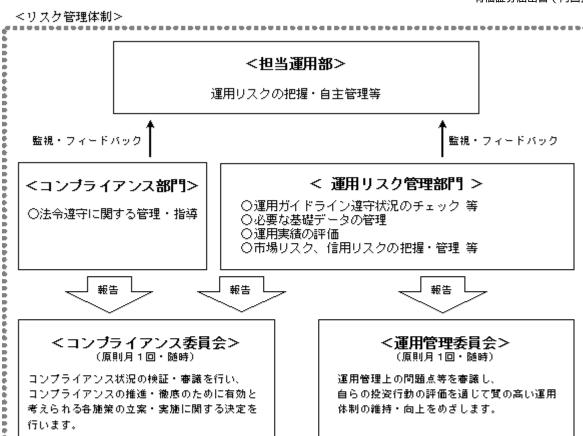
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後 の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決 算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも 計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額に よっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様で す。

3.管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門 において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドライン の遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部 へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部 門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築 しております。





<内部監査部門>

業務全般にわたる運営体制の監査

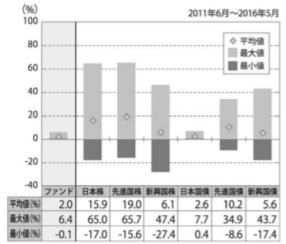
参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を 表示したものです。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準 価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。 ※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
- ※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。利引前分配金を再投資 したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間 慶落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株 :TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引 所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算 出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株:MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な 指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表 を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。 MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債:NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

新興国債:JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金時(解約時)の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.432% (税抜0.4%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算 期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分(税抜)については以下の通りとします。

委託会社 ^{* 1}	販売会社 ^{* 2}	受託会社 ^{*3}
年率0.183%	年率0.183%	年率0.034%

- * 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- *2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続
- *3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、監査法人に支払う ファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0054%(税抜0.005%)を乗 じて得た金額(ただし、年64.8万円(税抜60万円)の1日分相当額を上限とします。)を計上し、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁し ます。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに 受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費 用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当 て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中 から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示す ることができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示 することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資 産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本(1) 超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、 確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者(法人)に対する課税については、以下のような取扱いとなります。 なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」 (1)超過額については15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収は ありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金 (特別分配金)(2)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- 1)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該 申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平 均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。
- 2)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場 合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。こ の場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- *上記は、平成28年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される 場合があります。

5【運用状況】

以下は平成28年5月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	189,397,480	100.04
コール・ローン等、その他の資産	94,409	0.04	
合計 (純資産総額)		189,303,071	100.00

(ご参考:親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	68,074,740,040	73.45
地方債証券	日本	7,339,936,500	7.91
特殊債券	日本	4,386,157,790	4.73
社債券日本		11,510,486,128	12.41
コール・ローン等、その他の資産	1,366,559,609	1.47	
合計(純資産総額)	92,677,880,067	100.00	

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a.主要銘柄の明細

順	工安站的贝内細				ф	長簿価額		評価額	投資
位	銘柄名	地域	種類	口数	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)
1	TMA日本債券インデックス マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	146,252,881	1.2905	188,739,395	1.2950	189,397,480	100.04

b. 投資有価証券の種類

•	八尺只 日 四元刀 ひ作点	
	種類	投資比率(%)
	親投資信託受益証券	100.04
	合 計	100.04

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(ご参考:親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a.主要銘柄の明細

TMA日本債券インデックスマザーファンド

順							I	帳簿価額		評価額	投資
位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	比率 (%)
1	第342回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.1	2026/03/20	1,350,000,000	102.05	1,377,742,500	102.18	1,379,443,500	1.48
2	第127回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.1	2021/03/20	1,100,000,000	101.58	1,117,452,500	101.62	1,117,875,000	1.20

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3	第305回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.3	2019/12/20	1,000,000,000	105.24	1,052,480,000	105.49	1,054,960,000	1.13
4	第341回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.3	2025/12/20	900,000,000	103.32	929,934,000	104.15	937,422,000	1.01
5	第123回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.1	2020/03/20	900,000,000	100.34	903,060,000	101.30	911,718,000	0.98
6	第 3 3 9 回利付国債 (1 0 年)	日本	国債証券	0.4	2025/06/20	850,000,000	101.02	858,670,000	105.09	893,290,500	0.96
7	第338回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.4	2025/03/20	850,000,000	101.18	860,030,000	105.04	892,865,500	0.96
8	第308回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.3	2020/06/20	800,000,000	105.83	846,696,000	106.27	850,200,000	0.91
9	第301回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.5	2019/06/20	800,000,000	105.38	843,080,000	105.37	843,016,000	0.90
10	第300回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.5	2019/03/20	800,000,000	105.00	840,064,000	104.90	839,200,000	0.90
11	第42回利付国債(2 0年)	日本	国債証券	2.6	2019/03/20	760,000,000	108.69	826,066,800	107.99	820,777,200	0.88
12	第114回利付国債(5年)	日本	国債証券	0.3	2018/09/20	800,000,000	100.84	806,736,000	101.28	810,272,000	0.87
13	第304回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.3	2019/09/20	750,000,000	104.95	787,125,000	105.14	788,565,000	0.85
14	第316回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.1	2021/06/20	700,000,000	105.86	741,062,000	106.82	747,747,000	0.80
15	第 3 1 2 回利付国債 (1 0 年)	日本	国債証券	1.2	2020/12/20	700,000,000	106.16	743,126,000	106.60	746,200,000	0.80
16	第 3 3 4 回利付国債 (1 0 年)	日本	国債証券	0.6	2024/06/20	700,000,000	103.25	722,750,000	106.54	745,808,000	0.80
17	第 3 3 5 回利付国債 (1 0 年)	日本	国債証券	0.5	2024/09/20	700,000,000	102.34	716,380,000	105.81	740,733,000	0.79
18	第309回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.1	2020/06/20	700,000,000	104.91	734,426,000	105.45	738,199,000	0.79
19	第154回利付国債 (20年)	日本	国債証券	1.2	2035/09/20	620,000,000	102.13	633,206,000	118.36	733,856,800	0.79
20	第116回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.2	2018/12/20	700,000,000	100.60	704,235,000	101.15	708,085,000	0.76
21	第337回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.3	2024/12/20	650,000,000	100.44	652,860,000	104.16	677,092,000	0.73
22	第 3 7 回利付国債 (3 0 年)	日本	国債証券	1.9	2042/09/20	440,000,000	113.18	498,000,800	140.54	618,402,400	0.66
23	第126回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.1	2020/12/20	600,000,000	101.59	609,540,000	101.56	609,384,000	0.65
24	第310回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.0	2020/09/20	560,000,000	104.70	586,320,000	105.36	590,049,600	0.63
25	第303回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.4	2019/09/20	550,000,000	105.33	579,342,500	105.47	580,112,500	0.62
26	第 3 4 0 回利付国債 (1 0 年)	日本	国債証券	0.4	2025/09/20	550,000,000	100.88	554,840,000	105.13	578,259,000	0.62
27	第302回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.4	2019/06/20	550,000,000	105.02	577,632,000	105.07	577,885,000	0.62

28	第122回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.1	2019/12/20	550,000,000	100.35	551,975,000	101.23	556,792,500	0.60
29	第314回利付国債 (10年)	日本	国債証券	1.1	2021/03/20	500,000,000	105.63	528,150,000	106.45	532,255,000	0.57
30	第328回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0.6	2023/03/20	500,000,000	103.45	517,295,000	105.80	529,020,000	0.57

b. 投資有価証券の種類

TMA日本債券インデックスマザーファンド

· · · · · ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
種類	投資比率(%)
国債証券	73.45
地方債証券	7.91
特殊債券	4.73
社債券	12.41
合 計	98.52

投資不動産物件

TMA日本債券インデックスマザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの TMA日本債券インデックスマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

【純資産の推移	5]				
期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(平成23年 4月15日)	25	25	1.0052	1.0052
第2計算期間末	(平成24年 4月16日)	35	35	1.0346	1.0346
第3計算期間末	(平成25年 4月15日)	49	49	1.0558	1.0558
第4計算期間末	(平成26年 4月15日)	64	64	1.0686	1.0686
第5計算期間末	(平成27年 4月15日)	88	88	1.0973	1.0973
第6計算期間末	算期間末 (平成28年 4月15日)		157	1.1580	1.1580
平成	27年 5月末日	92	-	1.0913	-
	6月末日	93		1.0903	-
	7月末日	92	1	1.0931	-
	8月末日	97	-	1.0946	-
	9月末日	99	-	1.0973	-
	10月末日	114	-	1.1011	-
	11月末日	123	-	1.1006	-
	12月末日	129	-	1.1068	-
平成	28年 1月末日	134	-	1.1203	-
	2月末日	146	-	1.1391	-
	3月末日	153	-	1.1481	-
	4月末日	163	-	1.1578	-
	5月末日	189	-	1.1615	-

【分配の推移】 該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)(分配付)
第1計算期間	平成22年 4月28日~平成23年 4月15日	0.5
第2計算期間	平成23年 4月16日~平成24年 4月16日	2.9
第3計算期間	平成24年 4月17日~平成25年 4月15日	2.0
第4計算期間	平成25年 4月16日~平成26年 4月15日	1.2
第5計算期間	平成26年 4月16日~平成27年 4月15日	2.7
第6計算期間	平成27年 4月16日~平成28年 4月15日	5.5

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	平成22年 4月28日~平成23年 4月15日	40,249,680	14,648,674	25,601,006
第2計算期間	平成23年 4月16日~平成24年 4月16日	12,677,705	3,596,685	34,682,026
第3計算期間	平成24年 4月17日~平成25年 4月15日	25,583,951	13,141,510	47,124,467
第4計算期間	平成25年 4月16日~平成26年 4月15日	33,535,816	20,425,205	60,235,078
第5計算期間	平成26年 4月16日~平成27年 4月15日	48,885,162	28,585,474	80,534,766
第6計算期間	平成27年 4月16日~平成28年 4月15日	94,202,121	38,611,405	136,125,482

<参考情報>

(平成28年5月31日現在)



主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別組入構成比率					
種別	比率(%)				
国債	73.5				
地方債	7.5				
政府保証債·特殊債	6.8				
金融債	-				
社債・その他債券	10.8				
短期金融資産等	1.5				
숨 함	100.0				

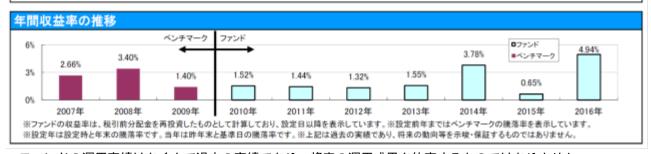
純資産総額 92.678白カド	純資産総額	92,678百万円
------------------------	-------	-----------

保有債券の属性情報	
平均残存期間(年)	10.12
平均修正デュレーション(年)	9.02
平均クーポン(%)	1.47
平均利回り(複利、%)	-0.02

組入	上位10銘柄			
	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	第342回利付国債(10年)	0.10	2026/3/20	1.5
2	第127回利付国債(5年)	0.10	2021/3/20	1.2
3	第305回利付国債(10年)	1.30	2019/12/20	1.1
4	第341回利付国債(10年)	0.30	2025/12/20	1.0
5	第123回利付国債(5年)	0.10	2020/3/20	1.0
6	第339回利付国債(10年)	0.40	2025/6/20	1.0
7	第338回利付国債(10年)	0.40	2025/3/20	1.0
8	第308回利付国債(10年)	1.30	2020/6/20	0.9
9	第301回利付国債(10年)	1.50	2019/6/20	0.9
10	第300回利付国債(10年)	1.50	2019/3/20	0.9

組入銘柄数 368

- ※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
- ※比率は、純資産総額に占める割合です。
- ※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。また、保有債券の
- 時価評価額を基に計算しています。



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく (累積)投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。
- c.申込単位は1円以上1円単位です。 なお、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。

- d.取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては 翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先(委託会社サービスデスク)

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0 1 2 0 - 7 1 2 - 0 1 6 (土日祝日・年末年始を除く 9 時~17時)

- f.取得申込にかかる手数料はありません。
- g.上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求(解約請求)の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b.ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求について は、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e.解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込み は翌営業日受付としてお取扱いします。
- f.解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。

信託財産留保額はありません。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別 元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。

その他の受益者(法人)の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対し所得税15.315%の源泉徴収が行われます。

- g.解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。
- h.解約にかかる手数料はありません。
- i.解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j.委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k.信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠 出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- 1.受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、 当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a.基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a.日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除 く) c.価格情報会社の提供する価額

c.基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに 問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、平成22年4月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。 ()法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g.上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益 者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判

所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

i.委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b.委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e.書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ (http://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
- c.上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.tokiomarineam.co.jp/)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告 は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関

EDINET提出書類

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第6期計算期間(平成27年4月16日から平成28年4月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上セレクション・日本債券インデックス】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		(+12:13)
	第5期 [平成27年 4月15日現在]	第6期 [平成28年 4月15日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	88,374,480	157,631,867
未収入金	177,783	828,916
流動資産合計	88,552,263	158,460,783
資産合計	88,552,263	158,460,783
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	538,034
未払受託者報酬	14,943	24,426
未払委託者報酬	160,747	262,960
その他未払費用	2,093	3,496
流動負債合計	177,783	828,916
負債合計	177,783	828,916
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 80,534,766	136,125,482
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,839,714	21,506,385
(分配準備積立金)	2,563,166	8,861,424
元本等合計	88,374,480	157,631,867
純資産合計	88,374,480	157,631,867
負債純資産合計	88,552,263	158,460,783

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(羊瓜・川)
	第5期 自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日	第6期 自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,298,011	7,963,384
営業収益合計	2,298,011	7,963,384
三 営業費用		
受託者報酬	27,795	41,941
委託者報酬	298,938	451,327
その他費用	3,869	5,969
営業費用合計	330,602	499,237
営業利益又は営業損失()	1,967,409	7,464,147
経常利益又は経常損失()	1,967,409	7,464,147
当期純利益又は当期純損失()	1,967,409	7,464,147
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	383,744	347,350
期首剰余金又は期首欠損金()	4,134,281	7,839,714
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,191,935	10,324,557
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	4,191,935	10,324,557
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,070,167	3,774,683
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	2,070,167	3,774,683
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金()	7,839,714	21,506,385

(3)【注記表】

、, (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6期 自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準 価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	区分	第5期 [平成27年 4月15日現在]	第6期 [平成28年 4月15日現在]
1.	1 期首元本額	60,235,078円	80,534,766円
	期中追加設定元本額	48,885,162円	94,202,121円
	期中一部解約元本額	28,585,474円	38,611,405円
2.	1 計算期間末日における受益権の総数	80,534,766口	136,125,482□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

損益及び剰余金計算書に関する注記)	
第5期 自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日	第6期 自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
分配後の配当等収益から費用を控除した額 (852,111円)、解約に伴う当期純利益金額分配 後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(731,554円)、投資信託 約款に規定される収益調整金(5,276,548円)及 び分配準備積立金(979,501円)より、分配対象	繰越欠損金を補填した額(5,676,020円)、投資 信託約款に規定される収益調整金(12,644,961

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

区分	第5期 自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日	第6期 自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項に 定める証券投資信託であり、有 価証券等の金融商品への投資を 信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行なっておりま す。	同左

		有価証券届出書(内国投資
2. 金融商品の内容及びその リスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券であります。当 該有価証券には、性質に応 でれぞれ価格変動リスク等があり ます。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委担同たる法ンスラ用適しバ報こを報監わと管理とに関する。 はあったのが当いて守ン目守理がある。 はあったのででは、にしたのイ各のクを開進したのが当れて守いはのが運のが選がは、このが運の大きのが選がは、このが運が出れていれる。 は用ればぞと、これのでは、これのでは、としれる。 は用ればぞと、これのでは、としれる、としれる、としれる、としれる、としれる、としれる、としれる、としれる	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期 [平成27年 4月15日現在]	第6期 [平成28年 4月15日現在]	
1. 貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左	
2. 時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引 に関する事項	\ \ \ /	(1)有価証券 同左	
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左	
	(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	取引以外の金融商品	

3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格 に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定さ れた価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることも あります。	同左

(有価証券に関する注記)

第5期(自 平成26年4月16日 至 平成27年4月15日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額		
親投資信託受益証券		1,937,908	
合計		1,937,908	

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期(自 平成27年4月16日 至 平成28年4月15日) 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		7,778,444
合計		7,778,444

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

٠.				
	第5期 [平成27年 4月15日現	[在]	第6期 [平成28年 4月15日	引現在]
	1口当たり純資産額	1.0973円	1口当たり純資産額	1.1580円
	(1万口当たり純資産額	10,973円)	(1万口当たり純資産額	11,580円)

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表
 - (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
I	TMA日本債券インデックスマザー ファンド	122,157,368	157,631,867	
親投資信託受益証券 合計		122,157,368	157,631,867	
合計		122,157,368	157,631,867	

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの 状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

<u>「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の状況</u>

(1) 貸借対照表

<u>)具作为思衣</u>			
		[平成27年 4月15日現在]	[平成28年 4月15日現在]
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託			780,216,052
コール・ローン		232,578,880	815,944
国債証券		105,483,274,800	72,460,150,240
地方債証券		13,166,376,717	7,340,406,740
特殊債券		6,470,757,360	4,653,166,120
社債券		16,469,356,080	11,570,670,773
未収入金		425,930,000	347,752,300
未収利息		357,177,691	220,015,653
前払費用		4,295,688	2,737,499
流動資産合計		142,609,747,216	97,375,931,321
資産合計		142,609,747,216	97,375,931,321
負債の部			
流動負債			
未払解約金		509,866,270	225,050,176
流動負債合計		509,866,270	225,050,176
負債合計		509,866,270	225,050,176
純資産の部			
元本等			
元本	1	116,703,292,599	75,288,623,278
剰余金			
剰余金又は欠損金()		25,396,588,347	21,862,257,867
元本等合計		142,099,880,946	97,150,881,145
純資産合計		142,099,880,946	97,150,881,145
負債純資産合計		142,609,747,216	97,375,931,321

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年 4月16日 至 平成28年 4月15日
	至 十成20年 4万10日

有価証券の評価基準及び評価方法

国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提 示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情 報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参 考統計値(平均値)等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

. 負信刈照衣に関9 6注記 <i>)</i>		
区分	[平成27年 4月15日現在]	[平成28年 4月15日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	179,042,158,932円	116,703,292,599円
同期中における追加設定元本額	17,926,560,384円	6,641,633,185円
同期中における一部解約元本額	80,265,426,717円	48,056,302,506円
同期末における元本額	116,703,292,599円	75,288,623,278円
元本の内訳 *		
L P S 4 資産分散ファンド (慎重型)	10,503,859円	28,147,383円
L P S 4 資産分散ファンド (安定重視型)	7,409,523円	15,894,046円
L P S 4 資産分散ファンド (バランス型)	18,190,880円	33,294,730円
L P S 4 資産分散ファンド (成長重視型)	12,380,918円	24,239,345円
L P S 4 資産分散ファンド (積極型)	13,964,861円	17,878,187円
東京海上セレクション・日本債券 インデックス	72,580,881円	122,157,368円
東京海上・年金運用型戦略ファンド (年1回決算型)	円	212,102,342円
TMA日本債券インデックスVA <適格機関投資家限定>	82,691,450,605円	49,986,725,012円
TMA世界バランスファンド55VA <適格機関投資家限定>	8,779,373,458円	6,380,645,609円
TMA世界バランスファンド35VA <適格機関投資家限定>	25,093,776,282円	18,464,286,409円
T M A 債券重視型バランス V A (適格機関投資家限定)	3,661,332円	3,252,847円
計	116,703,292,599円	75,288,623,278円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計 算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	116,703,292,599□	75,288,623,278□

(注) * は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

自 平成26年 4月16日 至 平成27年 4月15日

		有価証券届出書(内国投
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項に 定める証券投資信託であり、有 価証券等の金融商品への投資を 信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行なっておりま す。	同左
2. 金融商品の内容及びその リスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券であります。当 該有価証券には、性質に応じて それぞれ価格変動リスク、流動 性リスク、信用リスク等があり ます。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委担同たる法ンスラ用適しバ報こを報監わと管門制等ラのンスな担け、にとのイチのが当れて守ン目守理が出れて守ン目のが当れて守ン目ででで、まり、に、でででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	同左

. 金融商品の時価等に関する事項

		
区分	[平成27年 4月15日現在]	[平成28年 4月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引 に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左

	•	
	(3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	取引以外の金融商品
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格 に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定さ れた価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることも あります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 平成26年4月16日 至 平成27年4月15日)

売買目的有価証券

(単位:円)

		,
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券		1,038,394,500
地方債証券		18,539,303
特殊債券		24,025,330
社債券		6,961,878
合計		1,025,946,595

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成26年11月11日から平成27年4月15日まで)を指しております。

(自 平成27年4月16日 至 平成28年4月15日) 売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券		4,164,768,640
地方債証券		192,957,460
特殊債券		4,304,990
社債券		117,720,103
合計		4,471,141,213

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に 記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成27年11月11日から平成28年4月15日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成27年 4月15日現	在]	[平成28年 4月15日	3現在]
1口当たり純資産額	1.2176円	1口当たり純資産額	1.2904円

(1万口当たり純資産額

12,176円)

(1万口当たり純資産額

12,904円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

			(単位:	円)
種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第362回利付国債(2年)	1,600,000,000	1,610,864,000	
	第112回利付国債(5年)	600,000,000	608,574,000	
	第113回利付国債(5年)	500,000,000	506,050,000	
	第114回利付国債(5年)	800,000,000	810,912,000	
	第115回利付国債(5年)	200,000,000	202,242,000	
	第116回利付国債(5年)	700,000,000	708,659,000	
	第117回利付国債(5年)	400,000,000	405,408,000	
	第118回利付国債(5年)	400,000,000	405,816,000	
	第119回利付国債(5年)	200,000,000	202,268,000	
	第120回利付国債(5年)	250,000,000	253,837,500	
	第122回利付国債(5年)	1,050,000,000	1,063,419,000	
	第123回利付国債(5年)	1,200,000,000	1,216,128,000	
	第124回利付国債(5年)	250,000,000	253,525,000	
	第125回利付国債(5年)	850,000,000	862,716,000	
	第126回利付国債(5年)	900,000,000	914,238,000	
	第127回利付国債(5年)	550,000,000	559,025,500	
	第3回利付国債(40年)	200,000,000	311,234,000	
	第4回利付国債(40年)	200,000,000	313,662,000	
	第5回利付国債(40年)	150,000,000	227,157,000	
	第6回利付国債(40年)	250,000,000	372,425,000	
	第7回利付国債(40年)	285,000,000	407,652,600	
	第8回利付国債(40年)	250,000,000	332,507,500	
	第294回利付国債(10年)	270,000,000	281,485,800	
	第295回利付国債(10年)	500,000,000	519,085,000	
	第297回利付国債(10年)	300,000,000	313,311,000	
	第299回利付国債(10年)	200,000,000	209,142,000	
	第300回利付国債(10年)	800,000,000	841,272,000	
	第301回利付国債(10年)	800,000,000	844,728,000	
	第302回利付国債(10年)	550,000,000	578,996,000	
	第303回利付国債(10年)	550,000,000	581,119,000	
	第304回利付国債(10年)	750,000,000	789,847,500	
	第305回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,057,030,000	
	第307回利付国債(10年)	300,000,000	318,207,000	
	第308回利付国債(10年)	800,000,000	851,712,000	
	第309回利付国債(10年)	700,000,000	739,347,000	
	第310回利付国債(10年)	560,000,000	590,900,800	

		月11世子由山青(1	<u> </u>
第311回利付国債(10年)	400,000,000	418,496,000	
第312回利付国債(10年)	700,000,000	747,264,000	
第313回利付国債(10年)	150,000,000	161,374,500	
第314回利付国債(10年)	500,000,000	532,945,000	
第316回利付国債(10年)	700,000,000	748,902,000	
第319回利付国債(10年)	450,000,000	484,528,500	
第320回利付国債(10年)	450,000,000	481,941,000	
第321回利付国債(10年)	350,000,000	375,938,500	
第322回利付国債(10年)	150,000,000	160,216,500	
第324回利付国債(10年)	300,000,000	319,437,000	
第328回利付国債(10年)	500,000,000	529,355,000	
第329回利付国債(10年)	400,000,000	429,876,000	
第330回利付国債(10年)	600,000,000	645,930,000	
第331回利付国債(10年)	150,000,000	159,279,000	
第332回利付国債(10年)	450,000,000	478,417,500	
第333回利付国債(10年)	250,000,000	266,090,000	
第334回利付国債(10年)	700,000,000	746,200,000	
第335回利付国債(10年)	700,000,000	741,020,000	
第336回利付国債(10年)	300,000,000	317,829,000	
第337回利付国債(10年)	750,000,000	781,365,000	
第338回利付国債(10年)	950,000,000	998,573,500	
第339回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,051,130,000	
第340回利付国債(10年)	700,000,000	736,085,000	
第341回利付国債(10年)	900,000,000	937,899,000	
第342回利付国債(10年)	150,000,000	153,234,000	
第1回利付国債(30年)	90,000,000	123,656,400	
第2回利付国債(30年)	90,000,000	119,565,000	
第3回利付国債(30年)	120,000,000	158,205,600	
第5回利付国債(30年)	10,000,000	13,179,500	
第7回利付国債(30年)	90,000,000	121,151,700	
第8回利付国債(30年)	110,000,000	139,726,400	
第9回利付国債(30年)	140,000,000	168,873,600	
第11回利付国債(30年)	150,000,000	188,758,500	
第14回利付国債(30年)	200,000,000	277,068,000	
第15回利付国債(30年)	240,000,000	337,370,400	
第18回利付国債(30年)	200,000,000	275,552,000	
第19回利付国債(30年)	130,000,000	179,242,700	
第20回利付国債(30年)	130,000,000	184,349,100	
第21回利付国債(30年)	160,000,000	221,496,000	
第22回利付国債(30年)	170,000,000	242,112,300	
第23回利付国債(30年)	160,000,000	228,248,000	
第24回利付国債(30年)	200,000,000	286,044,000	
第25回利付国債(30年)	200,000,000	278,942,000	

		有価証券届出書(内国投
第27回利付国債(30年)	180,000,000	260,231,400
第28回利付国債(30年)	170,000,000	247,168,100
第29回利付国債(30年)	250,000,000	359,917,500
第30回利付国債(30年)	300,000,000	427,743,000
第31回利付国債(30年)	300,000,000	423,810,000
第32回利付国債(30年)	250,000,000	360,775,000
第33回利付国債(30年)	300,000,000	414,162,000
第34回利付国債(30年)	220,000,000	315,449,200
第35回利付国債(30年)	190,000,000	264,730,800
第36回利付国債(30年)	280,000,000	392,109,200
第37回利付国債(30年)	440,000,000	607,882,000
第38回利付国債(30年)	200,000,000	272,344,000
第39回利付国債(30年)	210,000,000	291,843,300
第40回利付国債(30年)	200,000,000	273,586,000
第41回利付国債(30年)	50,000,000	67,198,000
第42回利付国債(30年)	100,000,000	134,505,000
第43回利付国債(30年)	250,000,000	336,972,500
第44回利付国債(30年)	350,000,000	472,752,000
第45回利付国債(30年)	270,000,000	350,902,800
第46回利付国債(30年)	370,000,000	481,103,600
第47回利付国債(30年)	230,000,000	305,688,400
第48回利付国債(30年)	383,000,000	488,317,340
第49回利付国債(30年)	220,000,000	280,957,600
第50回利付国債(30年)	100,000,000	110,984,000
第40回利付国債(20年)	210,000,000	223,047,300
第41回利付国債(20年)	190,000,000	199,771,700
第42回利付国債(20年)	760,000,000	823,657,600
第43回利付国債(20年)	450,000,000	498,663,000
第44回利付国債(20年)	350,000,000	387,695,000
第45回利付国債(20年)	80,000,000	88,300,000
第47回利付国債(20年)	310,000,000	343,594,700
第49回利付国債(20年)	330,000,000	368,105,100
第50回利付国債(20年)	80,000,000	88,440,800
第51回利付国債(20年)	230,000,000	256,847,900
第52回利付国債(20年)	140,000,000	157,918,600
第53回利付国債(20年)	230,000,000	260,792,400
第59回利付国債(20年)	320,000,000	361,843,200
第60回利付国債(20年)	330,000,000	366,567,300
第62回利付国債(20年)	380,000,000	408,382,200
第64回利付国債(20年)	370,000,000	428,859,600
第65回利付国債(20年)	300,000,000	349,215,000
第66回利付国債(20年)	160,000,000	185,001,600
第67回利付国債(20年)	150,000,000	175,341,000
	-	•

第68 回利付国債(20年) 400,000,000 477,232,000 第69 回利付国債(20年) 410,000,000 485,862,300 第7 0回利付国債(20年) 160,000,000 191,732,800 第7 1回利付国債(20年) 160,000,000 191,732,800 第7 2回利付国債(20年) 120,000,000 1343,973,600 第7 4回利付国債(20年) 120,000,000 143,973,600 第7 5回利付国債(20年) 230,000,000 276,899,300 第7 6回利付国債(20年) 290,000,000 350,502,700 第8 8 0回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第8 3 回利付国債(20年) 300,000,000 243,444,000 第8 4 回利付国債(20年) 300,000,000 243,444,000 第8 5回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第8 5 回利付国債(20年) 300,000,000 243,444,000 第8 7 6回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第8 7 回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第8 7 回利付国債(20年) 300,000,000 243,444,000 第8 7 回利付国債(20年) 300,000,000 267,566,600 第9 1回利付国債(20年) 300,000,000 287,831,200 第9 1回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第9 2回利付国債(20年) 50,000,000 245,818,000 第9 5 回利付国債(20年) 150,000,000 124,401,000 第9 5 回利付国債(20年) 150,000,000 124,401,000 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第 9 10 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第 10 0 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第 11 0 0 回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第 11 0 0 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第 11 0 回利付国債(20年) 150,000,000 124,4704,000 第 11 1 回利付国債(20年) 150,000,000 257,976,000 第 11 1 0 回利付国債(20年) 150,000,000 257,976,000 第 11 1 0 回利付国債(20年) 200,000,000 257,976,000 第 11 1 0 回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第 11 1 0 回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第 11 1 0 回利付国債(20年) 50,000,000 363,833,000 第 11 1 0 回利付国債(20年) 50,000,000 363,833,000 第 11 1 2 回利付国債(20年) 50,000,000 363,833,000 361 1 2 2 回利付国債(20年) 50,000,000 363,833,000 361 1 2 2 回利付国債(20年			<u>有価証券届出書(内</u>	国投貨
第7 0 回利付国債(2 0 年) 290,000,000 352,329,700 第7 1 回利付国債(2 0 年) 160,000,000 191,732,800 第7 2 回利付国債(2 0 年) 430,000,000 513,837,100 第7 4 回利付国債(2 0 年) 120,000,000 143,973,600 第7 5 回利付国債(2 0 年) 10,000,000 143,873,600 第8 7 6 回利付国債(2 0 年) 230,000,000 350,502,700 第8 8 0 回利付国債(2 0 年) 290,000,000 350,502,700 第8 8 1 回利付国債(2 0 年) 200,000,000 363,987,000 第8 8 1 回利付国債(2 0 年) 200,000,000 363,987,000 第8 8 1 回利付国債(2 0 年) 300,000,000 363,987,000 第8 8 5 回利付国債(2 0 年) 300,000,000 362,229,000 第8 7 回利付国債(2 0 年) 300,000,000 363,387,000 第8 7 回利付国債(2 0 年) 300,000,000 369,303,000 第9 1 回利付国債(2 0 年) 230,000,000 369,303,000 第9 1 回利付国債(2 0 年) 230,000,000 287,831,200 第9 2 回利付国債(2 0 年) 50,000,000 287,831,200 第9 5 回利付国債(2 0 年) 150,000,000 124,010,000 第9 5 回利付国債(2 0 年) 150,000,000 124,010,000 第9 5 回利付国債(2 0 年) 150,000,000 124,010,000 第9 6 回利付国債(2 0 年) 150,000,000 187,971,000 第9 9 回利付国債(2 0 年) 150,000,000 187,971,000 第1 0 0 回利付国債(2 0 年) 200,000,000 287,000,000 第9 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		400,000,000	477,232,000	
第71回利付国債(20年) 160,000,000 191,732,800 第72回利付国債(20年) 430,000,000 513,837,100 第76回利付国債(20年) 120,000,000 143,973,600 第76回利付国債(20年) 100,000,000 143,973,600 第76回利付国債(20年) 100,000,000 350,502,700 第80回利付国債(20年) 300,000,000 350,502,700 第83回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 98 8 1回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第87回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第87回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第91回利付国債(20年) 300,000,000 362,239,000 第91回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第92回利付国債(20年) 50,000,000 247,831,200 第93回利付国債(20年) 50,000,000 124,010,000 第93回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第96 回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第96 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 187,371,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,133,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 300,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 300,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 300,000,000 257,076,000 第1104回利付国債(20年) 300,000,000 257,076,000 第1104回利付国債(20年) 300,000,000 257,076,000 第117回利付国債(20年) 300,000,000 318,227,500 第117回利付国債(20年) 300,000,000 318,227,000 第117回利付国債(20年) 300,000,000 318,233,000 第117回利付国債(20年) 300,000,000 318,233,000 第117回利付国債(20年) 300,000,000 389,233	第69回利付国債(20年)	410,000,000		
第72回利付国債(20年) 430,000,000 513,837,100 第74回利付国債(20年) 120,000,000 143,973,600 第75回利付国債(20年) 230,000,000 276,899,300 第76回利付国債(20年) 290,000,000 350,502,700 第82回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第87回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第87回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 300,000,000 245,818,000 第92回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,271,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 150,365,000 第1140回利付国債(20年) 150,000,000 150,365,000 第1170回利付国債(20年) 150,000,000 152,444,000 第1170回利付国債(20年) 150,000,000 152,444,000 15171000 15171000 151714000 15172000 150,365,000 151714000 15172000 15174000 15172000 15172000 15174000	第70回利付国債(20年)	290,000,000	352,329,700	
第74回利付国債(20年) 120,000,000 143,973,600 第75回利付国債(20年) 230,000,000 276,899,300 第76回利付国債(20年) 10,000,000 11,858,200 第80回利付国債(20年) 290,000,000 350,502,700 第82回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第84回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第87,000 第87,000,000 243,444,000 第87,000,000 362,229,000 第87,000,000 362,229,000 第87,000,000 362,229,000 第87,000,000 369,303,000 第87,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 300,000,000 267,566,600 第91回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第91回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第96,000 第96,000 第96,000 第96,000 第96,000 124,000 第96,000 第96,000 124,000 第96,000 第96,000 124,000 第96,000 第96,000 124,000 第10 30 140 140 140 140 140 140 140 140 140 14	第71回利付国債(20年)	160,000,000	191,732,800	
第75回利付国債(20年) 230,000,000 276,899,300 第76回利付国債(20年) 10,000,000 11,858,200 第80回利付国債(20年) 290,000,000 350,502,700 第82回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 243,444,000 第85回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第87回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第87回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第92回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第93回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第96回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,271,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,365,500 第10月回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第11月回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第11月回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 257,946,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 183,227,500 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 259,444,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 263,863,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 139,388,500 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第11月回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第112回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 第122回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 第122回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 第112回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 第122回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 第112回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 第112回利付国債(20年) 50,000,000 389,288,000 389,288,000	第72回利付国債(20年)	430,000,000	513,837,100	
第76回利付国債(20年) 10,000,000 11,858,200 第80回利付国債(20年) 290,000,000 350,502,700 第82回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第83回利付国債(20年) 300,000,000 243,444,000 第84回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 170,000,000 207,566,600 第87回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 230,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第92回利付国債(20年) 50,000,000 124,010,000 第93回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第96回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第100回利付国債(20年) 260,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 150,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 150,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 150,396,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第109回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第109回利付国債(20年) 150,000,000 150,396,500 第109回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 20年) 200,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 50,000,000 257,446,000 第110回利付国債(20年) 50,000,000 259,444,000 第110回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第112回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120利付国債(20年) 50,000,000 389,286,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 389	第74回利付国債(20年)	120,000,000	143,973,600	
第8 0 回利付国債(20年) 290,000,000 350,502,700 第8 2 回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第8 3 回利付国債(20年) 200,000,000 243,444,000 第8 4 回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第8 7 回利付国債(20年) 170,000,000 207,566,600 第8 7 回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第9 1 回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第9 2 回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第9 3 回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第9 4 回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第9 5 回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第9 6 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 8 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,761,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 329,337,400 第100回利付国債(20年) 150,000,000 329,337,400 第100回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第100回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第108回利付国債(20年) 150,000,000 </td <td>第75回利付国債(20年)</td> <td>230,000,000</td> <td>276,899,300</td> <td></td>	第75回利付国債(20年)	230,000,000	276,899,300	
第8 2 回利付国債(20年) 300,000,000 363,987,000 第8 3 回利付国債(20年) 200,000,000 243,444,000 第8 4 回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第8 7 回利付国債(20年) 170,000,000 207,566,600 第8 7 回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第9 1 回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第9 2 回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第9 3 回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第9 4 回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第9 5 回利付国債(20年) 150,000,000 124,101,000 第9 6 回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第9 8 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,337,400 第103回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 150,000,000 <td>第76回利付国債(20年)</td> <td>10,000,000</td> <td>11,858,200</td> <td></td>	第76回利付国債(20年)	10,000,000	11,858,200	
第83回利付国債(20年) 200,000,000 243,444,000 第84回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 170,000,000 207,566,600 第87回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第92回利付国債(20年) 200,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 200,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第90回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第90回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 257,076,000 第100回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 150,000,000 257,076,000 第100回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 189,396,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第10回利付国債(20年) 250,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,944,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,944,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,944,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,944,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,944,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 257	第80回利付国債(20年)	290,000,000	350,502,700	
第84回利付国債(20年) 300,000,000 362,229,000 第85回利付国債(20年) 170,000,000 207,566,600 第87回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第92回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第109回利付国債(20年) 150,000,000 202,364,800 第109回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第109回前付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 64,179,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 259,444,000 第110回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第110回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第110回利付国債(20年) 200,000,000 2544,132,000 第110回利付国債(20年) 150,000,000 139,238,000 第1120回利付国債(20年) 150,000,000 139,238,000 第120回利付国債(20年) 150,000,000 389,	第82回利付国債(20年)	300,000,000	363,987,000	
第8 5 回利付国債(20年) 170,000,000 207,566,600 第8 7 回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第9 1 回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第9 2 回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第9 3 回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第9 4 回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第9 5 回利付国債(20年) 150,000,000 190,021,500 第9 6 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 8 回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第9 9 回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第103回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第103回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109间付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109间付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000	第83回利付国債(20年)	200,000,000	243,444,000	
第87回利付国債(20年) 300,000,000 369,303,000 第91回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第92回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 190,021,500 第96回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,771,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第103回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第103回村付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回村付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第107回付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第110回付国債(20年) 20年) 250,000,000 257,946,000 第111回付国債(20年) 20年) 20	第84回利付国債(20年)	300,000,000	362,229,000	
第91回利付国債(20年) 230,000,000 287,831,200 第92回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第94回利付国債(20年) 150,000,000 190,021,500 第96回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第99回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第10回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第10回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第10年回村団債(20年) 150,000,000 189,139,500 第10年回村団債(20年) 150,000,000 190,396,500 第10年回村団債(20年) 150,000,000 190,396,500 第10年回村団債(20年) 150,000,000 190,396,500 第10年回村団債(20年) 350,000,000 124,704,000 第10年间付国債(20年) 20年) 350,000,000 124,704,000 第11回利付国債(20年) 20年) 360,000,000 319,140,000 第11回付国債(20年) 20年) 250,000,000 319,140,000 第11回付国債(20年) 20年) 200,000,000 259,444,000 <td< td=""><td>第85回利付国債(20年)</td><td>170,000,000</td><td>207,566,600</td><td></td></td<>	第85回利付国債(20年)	170,000,000	207,566,600	
第92回利付国債(20年) 50,000,000 61,765,000 第93回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第96回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第10回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 188,139,500 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第100回利付国債(20年) 150,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 200,000,000 1257,946,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第114回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第120回利付国債(20年) 100,000,000 389,286,000	第87回利付国債(20年)	300,000,000	369,303,000	
第93回利付国債(20年) 200,000,000 245,818,000 第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 190,021,500 第96回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回村国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回村国債(20年) 50,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 <td>第91回利付国債(20年)</td> <td>230,000,000</td> <td>287,831,200</td> <td></td>	第91回利付国債(20年)	230,000,000	287,831,200	
第94回利付国債(20年) 100,000,000 124,010,000 第95回利付国債(20年) 150,000,000 190,021,500 第96回利付国債(20年) 150,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回村国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 <td>第92回利付国債(20年)</td> <td>50,000,000</td> <td>61,765,000</td> <td></td>	第92回利付国債(20年)	50,000,000	61,765,000	
第95回利付国債(20年) 150,000,000 190,021,500 第96回利付国債(20年) 100,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 250,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 </td <td>第93回利付国債(20年)</td> <td>200,000,000</td> <td>245,818,000</td> <td></td>	第93回利付国債(20年)	200,000,000	245,818,000	
第96回利付国債(20年) 100,000,000 124,429,000 第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第11回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第121回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 100,000,000 139,238,000	第94回利付国債(20年)	100,000,000	124,010,000	
第98回利付国債(20年) 150,000,000 187,261,500 第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 389,238,0	第95回利付国債(20年)	150,000,000	190,021,500	
第99回利付国債(20年) 150,000,000 187,971,000 第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第109回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第1109回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第114回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第121回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第121回利付国債(20年) 100,000,000 389,238,000	第96回利付国債(20年)	100,000,000	124,429,000	
第100回利付国債(20年) 260,000,000 329,937,400 第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第107回利付国債(20年) 160,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第110回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第114回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 100,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第123回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 100,000,000 389,238,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第98回利付国債(20年)	150,000,000	187,261,500	
第103回利付国債(20年) 200,000,000 257,076,000 第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 50,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 244,132,000 第120回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第122回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 100,000,000 389,286,000	第99回利付国債(20年)	150,000,000	187,971,000	
第104回利付国債(20年) 150,000,000 189,139,500 第105回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第117回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 100,000,000 389,286,000	第100回利付国債(20年)	260,000,000	329,937,400	
第105回利付国債(20年) 160,000,000 202,364,800 第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第103回利付国債(20年)	200,000,000	257,076,000	
第107回利付国債(20年) 150,000,000 190,396,500 第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第111回利付国債(20年) 250,000,000 257,946,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 768,084,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 100,000,000 389,286,000	第104回利付国債(20年)	150,000,000	189,139,500	
第108回利付国債(20年) 350,000,000 435,365,000 第109回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第110回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 600,000,000 768,084,000 第113回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第105回利付国債(20年)	160,000,000	202,364,800	
第109回利付国債(20年) 100,000,000 124,704,000 第110回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第11回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 600,000,000 768,084,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第116回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第117回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 100,000,000 389,286,000	第107回利付国債(20年)	150,000,000	190,396,500	
第 1 1 0 回利付国債(20年) 250,000,000 318,227,500 第 1 1 1 回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第 1 1 2 回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第 1 1 3 回利付国債(20年) 600,000,000 768,084,000 第 1 1 4 回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第 1 1 5 回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第 1 1 6 回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第 1 1 7 回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第 1 1 8 回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第 1 2 0 回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第 1 2 1 回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第 1 2 2 回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第 1 2 3 回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第108回利付国債(20年)	350,000,000	435,365,000	
第111回利付国債(20年) 200,000,000 257,946,000 第112回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第113回利付国債(20年) 600,000,000 768,084,000 第115回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第117回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第121回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第109回利付国債(20年)	100,000,000	124,704,000	
第 1 1 2 回利付国債(20年) 250,000,000 319,140,000 第 1 1 3 回利付国債(20年) 600,000,000 768,084,000 第 1 1 4 回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第 1 1 5 回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第 1 1 6 回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第 1 1 7 回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第 1 1 8 回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第 1 2 0 回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第 1 2 1 回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第 1 2 2 回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第 1 2 3 回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第110回利付国債(20年)	250,000,000	318,227,500	
第 1 1 3 回利付国債(20年) 600,000,000 768,084,000 第 1 1 4 回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第 1 1 5 回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第 1 1 6 回利付国債(20年) 200,000,000 193,168,500 第 1 1 8 回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第 1 2 0 回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第 1 2 1 回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第 1 2 2 回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第 1 2 3 回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第111回利付国債(20年)	200,000,000	257,946,000	
第114回利付国債(20年) 50,000,000 64,179,000 第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第116回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第118回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第112回利付国債(20年)	250,000,000	319,140,000	
第115回利付国債(20年) 200,000,000 259,444,000 第116回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第121回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第113回利付国債(20年)	600,000,000	768,084,000	
第116回利付国債(20年) 200,000,000 260,332,000 第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第114回利付国債(20年)	50,000,000	64,179,000	
第117回利付国債(20年) 150,000,000 193,168,500 第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第115回利付国債(20年)	200,000,000	259,444,000	
第118回利付国債(20年) 50,000,000 63,853,000 第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第116回利付国債(20年)	200,000,000	260,332,000	
第120回利付国債(20年) 200,000,000 244,132,000 第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第117回利付国債(20年)	150,000,000	193,168,500	
第121回利付国債(20年) 110,000,000 139,238,000 第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第118回利付国債(20年)	50,000,000	63,853,000	
第122回利付国債(20年) 100,000,000 125,147,000 第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第120回利付国債(20年)	200,000,000	244,132,000	
第123回利付国債(20年) 300,000,000 389,286,000	第121回利付国債(20年)	110,000,000	139,238,000	
	第122回利付国債(20年)	100,000,000	125,147,000	
第124回利付国債(20年) 200,000,000 256,614,000	第123回利付国債(20年)	300,000,000	389,286,000	
	第124回利付国債(20年)	200,000,000	256,614,000	

_				A ALIEN
	第125回利付国債(20年)	300,000,000	394,629,000	
	第126回利付国債(20年)	100,000,000	128,588,000	
	第127回利付国債(20年)	220,000,000	279,644,200	
	第128回利付国債(20年)	450,000,000	573,178,500	
	第129回利付国債(20年)	250,000,000	314,682,500	
	第130回利付国債(20年)	100,000,000	126,106,000	
	第131回利付国債(20年)	100,000,000	124,584,000	
	第132回利付国債(20年)	140,000,000	174,696,200	
	第133回利付国債(20年)	200,000,000	252,654,000	
	第134回利付国債(20年)	120,000,000	151,844,400	
	第135回利付国債(20年)	50,000,000	62,485,500	
	第136回利付国債(20年)	130,000,000	160,426,500	
	第138回利付国債(20年)	200,000,000	243,972,000	
	第139回利付国債(20年)	70,000,000	86,501,100	
	第140回利付国債(20年)	180,000,000	225,619,200	
	第141回利付国債(20年)	200,000,000	251,032,000	
	第143回利付国債(20年)	150,000,000	186,039,000	
	第144回利付国債(20年)	200,000,000	244,748,000	
	第145回利付国債(20年)	300,000,000	377,517,000	
	第146回利付国債(20年)	450,000,000	566,977,500	
	第147回利付国債(20年)	400,000,000	497,276,000	
	第148回利付国債(20年)	450,000,000	552,145,500	
	第149回利付国債(20年)	450,000,000	552,564,000	
	第150回利付国債(20年)	430,000,000	520,291,400	
	第151回利付国債(20年)	380,000,000	445,987,000	
	第152回利付国債(20年)	400,000,000	469,488,000	
	第153回利付国債(20年)	200,000,000	238,414,000	
	第154回利付国債(20年)	700,000,000	820,890,000	
	第155利付国債(20年)	250,000,000	283,557,500	
	第156回利付国債(20年)	80,000,000	81,426,400	
国債証券 合	計	62,908,000,000	72,460,150,240	
地方債証券	第661回東京都公募公債	150,000,000	155,782,500	
	第662回東京都公募公債	200,000,000	208,050,000	
	第716回東京都公募公債	100,000,000	105,006,000	
	第7回東京都公募公債(30年)	100,000,000	140,978,000	
	第1回東京都公募公債(20年)	200,000,000	221,640,000	
	第2回東京都公募公債(20年)	100,000,000	114,386,000	
	第10回東京都公募公債(20年)	100,000,000	123,784,000	
	第11回東京都公募公債(20年)	300,000,000	370,761,000	
	第155回神奈川県公募公債	100,000,000	103,443,000	
	平成19年度第11回兵庫県公募公債	100,000,000	102,668,000	
	平成20年度第5回静岡県公募公債	200,000,000	207,900,000	
	平成25年度第5回静岡県公募公債	200,000,000	212,786,000	
				

		有価証券届出書(月]国投資
平成24年度第4回愛知県公募公債(20年)	100,000,000	122,609,000	
平成24年度第12回愛知県公募公債 (30年)	100,000,000	137,501,000	
平成25年度第4回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	105,837,000	
平成19年度第2回埼玉県公募公債	100,000,000	102,303,000	
平成22年度第10回埼玉県公募公債 (20年)	100,000,000	124,654,000	
第12回埼玉県公募公債(20年)	100,000,000	123,399,000	
平成24年度第9回福岡県公募公債	100,000,000	104,480,000	
平成20年度第3回千葉県公募公債	100,000,000	103,981,000	
平成21年度第1回千葉県公募公債	112,000,000	117,070,240	
第13回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	123,204,000	
平成19年度第1回新潟県公募公債	100,000,000	102,520,000	
第4回群馬県公募公債(10年)	100,000,000	102,776,000	
第5回群馬県公募公債(10年)	100,000,000	104,361,000	
第3回群馬県公募公債(20年)	100,000,000	122,661,000	
第51回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,257,000	
第56回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,711,000	
第57回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,744,000	
第60回共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,652,000	
第67回共同発行市場公募地方債	150,000,000	155,572,500	
第73回共同発行市場公募地方債	300,000,000	314,175,000	
第75回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,155,000	
第112回共同発行市場公募地方債	200,000,000	210,082,000	
第118回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,426,000	
平成19年度第1回新潟市公募公債 (10年)	150,000,000	154,288,500	
平成19年度第10回大阪市公募公債	100,000,000	102,842,000	
平成24年度第6回大阪市公募公債	100,000,000	104,910,000	
第481回名古屋市公募公債(10年)	100,000,000	104,658,000	
第9回名古屋市公募公債(30年)	100,000,000	136,761,000	
平成22年度第4回神戸市公募公債 (20年)	100,000,000	123,318,000	
平成22年度第3回横浜市公募公債	100,000,000	105,007,000	
第25回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	123,256,000	
平成20年度第2回札幌市公募公債	100,000,000	104,140,000	
平成24年度第1回札幌市公募公債	100,000,000	124,109,000	
第14回川崎市公募公債(20年)	100,000,000	123,683,000	
第1回川崎市15年公募公債	100,000,000	105,982,000	
第2回川崎市15年公募公債	100,000,000	106,644,000	
平成24年度第2回北九州市公募公債	100,000,000	104,513,000	
第 3 7 回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	210,180,000	
第45回地方公共団体金融機構債券	200,000,000	210,430,000	

_			月1個証券油出書(1	<u> </u>
	第2回公営企業債券(20年)	100,000,000	109,469,000	
	第10回公営企業債券(20年)	100,000,000	117,901,000	
地方債証券	合計	6,662,000,000	7,340,406,740	
特殊債券	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	227,000,000	228,641,210	
	第16回政府保証日本政策投資銀行債券	107,000,000	108,668,130	
	第344回政府保証道路債券	100,000,000	106,820,000	
	第 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	109,227,000	
	第9回政府保証日本高速道路保有・債務返済 機構債券	100,000,000	109,376,000	
	第11回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	149,000,000	149,080,460	
	第16回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	101,000,000	101,574,690	
	第17回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	354,000,000	356,665,620	
	第19回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	102,000,000	102,835,380	
	第20回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	100,000,000	100,970,000	
	第21回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	311,000,000	314,480,090	
	第23回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	113,000,000	114,340,180	
	第27回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	105,000,000	106,636,950	
	第37回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	100,000,000	102,456,000	
	第43回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	200,000,000	251,196,000	
	第 5 6 回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	200,000,000	205,648,000	
	第69回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	224,000,000	233,340,800	
	第78回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	100,000,000	104,250,000	
	第87回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	100,000,000	105,052,000	
	第173回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	100,000,000	105,153,000	
	第182回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	200,000,000	211,160,000	
	第190回政府保証日本高速道路保有・債務 返済機構債券	200,000,000	208,482,000	
	第864回政府保証公営企業債券	109,000,000	109,384,770	
	第865回政府保証公営企業債券	178,000,000	178,936,280	
	第870回政府保証公営企業債券	159,000,000	160,834,860	
	第877回政府保証公営企業債券	130,000,000	133,105,700	
	第879回政府保証公営企業債券	100,000,000	102,456,000	
1		l l		

第45回政府保証地方公共団体金融機構 債券 第51回政府保証関西国際空港債券 第7回政府保証中日本高速道路債券 特殊債券 合計	100,000,000 200,000,000 100,000,000	105,495,000 226,416,000	
第7回政府保証中日本高速道路債券 特殊債券 合計		226,416,000	
特殊債券 合計	100,000,000		i l
		100,484,000	
	4,469,000,000	4,653,166,120	
社債券	100,000,000	101,410,000	
第2回ノルデア・バンク円貨社債(2012)	100,000,000	101,166,000	
第39回日本政策投資銀行債券	200,000,000	204,994,000	
第46回日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,248,000	
第2回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	140,558,000	
第67回日本高速道路保有・債務返済機構 債券	200,000,000	212,396,000	
第7回道路債券	100,000,000	116,469,000	
第21回道路債券	100,000,000	138,877,000	
第33回道路債券	100,000,000	142,896,000	
第30回株式会社日本政策金融公庫社債	100,000,000	105,181,000	
第46回都市再生債券	200,000,000	209,964,000	
第1回貸付債権担保S種住宅金融支援機構 債券	46,298,000	49,846,278	
第41回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	69,818,000	74,545,376	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	66,124,000	71,751,813	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	65,986,000	71,144,785	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	65,702,000	70,539,638	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	70,548,000	75,893,421	
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	73,193,000	78,365,549	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	74,289,000	79,468,429	
第 5 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	75,657,000	80,971,147	
第55回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	78,307,000	83,637,357	
第 5 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	77,011,000	82,267,770	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	77,507,000	82,872,809	
第58回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	78,287,000	83,574,503	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	78,044,000	83,493,812	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	78,767,000	83,824,629	

		有価証券届出書(<u> </u>
第61回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	78,487,000	83,144,418	
第62回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,092,000	84,645,230	
第63回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	80,577,000	84,703,348	
第67回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	83,698,000	87,954,880	
第69回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	84,632,000	89,997,668	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	82,555,000	87,571,041	
第71回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	82,029,000	86,158,339	
第72回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	82,858,000	87,116,072	
第73回貸付債権担保住宅金融支援機構 債券	85,463,000	91,150,562	
第7回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	42,656,000	46,009,188	
第4回貸付債権担保住宅金融公庫債券	14,081,000	14,544,546	
第15回貸付債権担保住宅金融公庫債券	58,161,000	60,857,343	
第28回貸付債権担保住宅金融公庫債券	74,631,000	78,848,397	
第29回貸付債権担保住宅金融公庫債券	24,492,000	25,879,471	
第37回貸付債権担保住宅金融公庫債券	197,302,000	210,337,743	
第52回貸付債権担保住宅金融公庫債券	28,547,000	30,971,211	
第9回ジェー・ピー・モルガン・チェース・ アンド・カンパニー円貨社債 (2012)	100,000,000	100,887,000	
第9回ウエストパック・バンキング・ コーポレーション円貨社債	100,000,000	100,944,000	
第 1 6 回コーペラティブ・セントラル・ ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	101,132,000	
第14回国際協力機構債券	100,000,000	105,237,000	
第18回株式会社大林組無担保社債	100,000,000	100,545,000	
第15回清水建設株式会社無担保社債	200,000,000	203,758,000	
第3回ヒューリック株式会社無担保社債	100,000,000	102,843,000	
第13回武田薬品工業株式会社無担保社債	100,000,000	100,970,000	
第16回住友ゴム工業株式会社無担保社債	100,000,000	102,602,000	
第53回新日本製鐵株式会社無担保社債	200,000,000	205,010,000	
第46回株式会社神戸製鋼所無担保社債	200,000,000	205,378,000	
第12回株式会社フジクラ無担保社債	100,000,000	101,828,000	
第22回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	104,673,000	
第17回富士通株式会社無担保社債	100,000,000	106,013,000	
第11回パナソニック株式会社無担保社債	200,000,000	203,788,000	
第26回ソニー株式会社無担保社債	200,000,000	211,242,000	
第22回三菱重工業株式会社無担保社債	200,000,000	205,582,000	
第1回日本生命2012基金特定目的会社 特定社債	100,000,000	101,576,000	

		11個世分由山青(1	<u> </u>
第 5 回住友生命基金流動化特定目的会社 第 1 回特定社債	100,000,000	101,997,000	
第64回三井物産株式会社無担保社債	200,000,000	243,876,000	
第36回住友商事株式会社無担保社債	200,000,000	213,630,000	
第66回三菱商事株式会社無担保社債	200,000,000	205,278,000	
第57回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債	100,000,000	113,869,000	
第124回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債	200,000,000	214,220,000	
第127回株式会社三菱東京UFJ銀行 無担保社債	100,000,000	106,273,000	
第7回株式会社東京三菱銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	107,255,000	
第9回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保 社債(劣後特約付)	200,000,000	214,662,000	
第6回住友信託銀行株式会社無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	245,944,000	
第15回住友信託銀行株式会社無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	108,095,000	
第7回株式会社みずほ銀行無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	124,415,000	
第43回日立キャピタル株式会社無担保 社債	100,000,000	100,607,000	
第44回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	105,457,000	
第65回三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	122,328,000	
第7回東日本旅客鉄道株式会社社債	200,000,000	208,922,000	
第21回東日本旅客鉄道株式会社無担保 社債	100,000,000	112,590,000	
第6回東海旅客鉄道株式会社無担保普通 社債	100,000,000	113,620,000	
第9回東海旅客鉄道株式会社無担保普通 社債	100,000,000	110,761,000	
第20回東海旅客鉄道株式会社無担保普通 社債	100,000,000	102,495,000	
第23回東海旅客鉄道株式会社無担保普通 社債	100,000,000	104,275,000	
第41回東海旅客鉄道株式会社無担保普通 社債	100,000,000	124,057,000	
第15回株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 無担保社債	200,000,000	208,496,000	
第472回関西電力株式会社社債	100,000,000	104,243,000	
第322回中国電力株式会社社債	100,000,000	131,661,000	
第416回東北電力株式会社社債	100,000,000	101,597,000	
第445回東北電力株式会社社債	300,000,000	313,152,000	
第253回四国電力株式会社社債	100,000,000	105,487,000	
第393回九州電力株式会社社債	100,000,000	102,311,000	
第404回九州電力株式会社社債	200,000,000	214,758,000	
第265回北海道電力株式会社社債	200,000,000	209,966,000	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第3回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	112,901,000	
	第23回東京瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	106,653,000	
	第17回東邦瓦斯株式会社無担保社債	200,000,000	211,566,000	
社債券 合計	†	10,755,799,000	11,570,670,773	
	合計	84,794,799,000	96,024,393,873	

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成28年5月31日現在

種類	金額
資産総額	193,271,835 円
負債総額	3,968,764 円
純資産総額(-)	189,303,071 円
発行済数量	162,983,667 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1615 円

(ご参考:親投資信託の現況)

TMA日本債券インデックスマザーファンド

平成28年5月31日現在

種類	金額
資産総額	94,774,424,799 円
負債総額	2,096,544,732 円
純資産総額(-)	92,677,880,067 円
発行済数量	71,568,264,400 🏻
1 単位当たり純資産額 (/)	1.2950 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の 規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機 関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を 表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発 行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式 受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 1. 名義書換
 該当事項はありません。
- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成28年5月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を 委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っ ています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年5月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)	
追加型公社債投資信託	0	0	
追加型株式投資信託	164	1,901,312	
単位型公社債投資信託	0	0	
単位型株式投資信託	5	23,621	
合計	169	1,924,934	

3【委託会社等の経理状況】

- 1 . 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 . 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、 PwCあらた監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

	第30期	(単位:千円 第31期
	第30期 (平成27年 3 月31日現在)	第31期 (平成28年 3 月31日現在)
 資産の部	(1202)	(1 //// 2 / 2 / 3 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1
~····································		
現金・預金	11,141,499	6,701,500
前払費用	138,645	154,914
未収委託者報酬	1,838,877	1,571,495
未収収益	2,613,524	2,099,418
未収入金	144,239	166,60
操延税金資産	178,975	173,700
深延枕並員座 1 年内回収予定の敷金	170,973	315,03
	7,312	
その他の流動資産		12,65
流動資産計	16,063,074	11,195,31
固定資産		
有形固定資産	* 1 125,305	* 1 74,21
建物	56,587	2,18
器具備品	68,717	72,02
無形固定資産	3,475	5,25
電話加入権	3,144	3,14
ソフトウエア仮勘定	330	2,11
投資その他の資産	766,343	2,366,40
投資有価証券	35,337	43,76
関係会社株式	254,342	1,669,99
その他の関係会社有価証券	31,200	31,20
長期前払費用	11,425	9,01
敷金	315,033	450,15
その他長期差入保証金	-	10,85
繰延税金資産	119,005	151,42
固定資産計	895,124	2,445,86
資産合計	16,958,198	13,641,18
負債の部		
流動負債		
預り金	35,761	39,07
未払金	1,882,737	* 2 2,119,08
未払手数料	641,688	592,62
その他未払金	1,241,048	1,526,46
未払費用	226,407	147,84
未払消費税等	381,984	93,34
未払法人税等	777,000	736,00
前受収益	121,685	3,02
賞与引当金	189,738	196,23
その他の流動負債	1,080	
流動負債計	3,616,395	3,334,60
固定負債		2,000,00
退職給付引当金	179,872	197,78
受職品的司马亚 役員退職慰労引当金	18,220	21,270
固定負債計	198,092	219,05
負債合計	3,814,487	3,553,65
吨資産の 部		
株主資本	13,138,296	10,085,95
資本金	2,000,000	2,000,00
利益剰余金	11,138,296	8,085,95
利益準備金	500,000	500,00
その他利益剰余金	10,638,296	7,585,95
繰越利益剰余金	10,638,296	7,585,95
評価・換算差額等	5,414	1,56
その他有価証券評価差額金	5,414	1,567

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

純資産合計	13,143,710	10,087,527
負債・純資産合計	16,958,198	13,641,183

(2)【損益計算書】

第30日	(-) 13341111111111111111111111111111111111			(単位:千円)
本計名組閣 (1.00m)			平成26年4月1日	平成27年4月1日
通用受託報酬	営業収益			
投資助言報酬 会別の信誉収益 54,626 9,004 宣業収益 1,7730,301 18,369,017 宣業財用 3,990,900 4,535,638 支払手数料 3,990,900 4,535,638 公告費 533 150,685 公告費 5,028,540 5,212,764 調査費 1,359,014 1,906,774 委託訓查費 7,315 116,997 營業計算費 79,315 116,997 營業社経費 158,665 202,379 通信費 100,532 143,414 協会費 17,727 17,642 結合費 1,77,777 17,642 協会費 1,77,777 17,642 諸会費 5,156 4,682 國書費 6,491 5,986 宣樂問計 9,378,797 10,228,671 心能可費 6,491 5,986 宣教問 7,937 10,228,671 心能可費 6,491 5,986 宣教問 7,972 17,642 公共 6,492 6,692 公共 7,974 4,628 公共 7,974 1,693 公共 7,942 6,893 7,974 公共 1,064 6,959 交際費 8,093 7,774 が付金 1	委託者報酬		9,360,564	9,967,549
その他営業収益計 2,156 1,114 営業費用 1 17,730,301 18,369,076 登業費用 3,990,900 4,535,683 CS,683 CS,683 L10,685 公告費 533 150	運用受託報酬		8,312,953	8,310,269
営業団用 17,730,301 18,869,017 支払手数料 3,990,900 4,535,683 広告宣伝費 120,842 160,685 公告費 5,053 160,685 公告費 5,053 1,090,774 委託調查費 5,053,014 1,906,774 委託調查費 3,669,525 3,305,989 委託調查費 79,315 116,997 营業経経費 158,665 202,379 通信費 28,778 30,628 自即財費 100,532 113,414 協会費 17,727 17,642 諸会費 6,491 4,682 営業費用計 9,378,797 10,228,671 般行理費 6,891 4,682 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,433 57,936 統計・手当 6,891 6,914 69,589 交際費 8,988 21,912 寄付金 1,064 9,774 租稅公課 4,943 66,294 不動産賃借料 2,89,988 97,774 租稅公課 4,943 66,294 不動産賃借料 2,89,993 97,774 租稅公課 4,943 66,294 不動産賃借料 2,89,993 97,774 租稅公課 1,903 8,993 96,294	投資助言報酬		54,626	90,084
	その他営業収益		2,156	1,114
支払手数料 3,990,900 4,535,638 広告宣信信費 120,842 160,842 調査費 5,333 1,505 調査費 5,028,540 5,212,764 調査費 1,3559,014 1,906,774 委託計算費 3,669,525 3,3,305,989 委託計算費 79,315 116,937 営業課経費 158,665 202,373 日即財費 100,532 143,441 協会費 17,727 17,628 協会費 5,136 4,682 図書費 6,491 5,986 營業費用計 9,378,797 10,228,671 総料 2,415,481 2,488,628 役員報酬 76,933 57,936 総料・手当 1,860,443 1,761,103 質与 8,098 21,912 交際費 8,098 21,912 が費交通費 86,899 97,774 租稅公課 46,945 8,289 役員退職起労引当金繰人 3,170 3,050 協議費 95,208 98,897 決定福利費 40,747 419,863 商司産産経価償却費 95,208 98,697 決定福利費 407,477 419,863 商利産費 3,390,710 4,144,076 一般管理費 3,980,710 4,147,076	営業収益計		17,730,301	18,369,017
	営業費用			
 広告宣伝費 120,842 公告費 5,283 160,685 公告費 5,283,540 5,212,764 調査費 5,083,540 5,212,764 調査費 1,359,014 1,906,774 委託制置費 79,315 116,997 営業維経費 158,665 202,379 適信費 28,778 30,652 100,532 143,441 協会費 717,727 17,642 請会費 5,136 4,682 図園費 6,491 5,966 営業費用計 9,378,797 10,228,671 砂管理費 総料・手当 1,880,443 1,761,103 賞与 668,104 649,294 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064 イ・1 が成受の適費 68,899 37,776 が成受の適費 86,899 37,774 和税公課 48,828 48,829 37,770 3,050 支際費 86,899 37,774 43,050 支際費 407,477 41,067 3,050 適盟監合情料 258,391 258,391 258,391 26,391 3,170 3,050 26,680 第5,206 第6,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 高6,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 高6,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 高6,602 賞与引生機構 389,985 41,709 第5,006 前後費 407,477 419,833 410,407 常外費用 3,980,710 41,41,667 常料益 4,127,192 3,996,279 営業外収益 11,498 11,645 第4,402 227,154 11,645 第4,645 第4,042 3,996,279 営業外費用 41,407 31,297 227,154 11,41,667 328,005 32,270 32,27	支払手数料		3,990,900	4,535,693
公告費	広告宣伝費			
調査費 5,028,540 5,212,764 調査費 1,359,014 1,906,774 委託調査費 3,669,525 3,305,989 委託計算費 79,315 116,997 营業神経費 158,665 202,379 通信費 28,778 30,626 日刷費 100,532 143,441 協会費 17,727 17,642 諸会費 6,491 5,966 營業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 6,491 5,966 營業費用計 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞与 68,104 649,589 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064 - 妨費交通費 86,899 97,774 租税公課 48,943 68,294 不動產債借料 258,391 258,391 公園運輸附分引当金繰入 189,738 196,236 實与引当金繰入 189,738 196,236 實与引当金線人 189,738 196,236 實方引当金線人 3,170 3,050 實施費 6,193 7,908 諸経費 407,477 419,863 福利費 407,477 419,863 福利費 4,370,792 3,996,279 営業利益				
調査費				
委託調査費 3,669,525 3,305,980 委託請責責 79,315 116,997 該業納経費 158,665 202,379 通信費 28,778 30,626 日刷責 100,532 143,441 協会費 17,727 17,622 話会費 5,136 4,682 図書費 6,491 5,966 世費				
委託計算費 79,315 116,997 営業経経費 158,665 202,379 日間費 100,532 143,441 協会費 17,727 17,642 諸会費 5,136 4,682 図書費 6,491 5,966 営業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 2,415,481 2,468,628 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 1,761,103 1,064 649,599 交際費 8,098 21,912 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3,922 3				
営業雑経費 158,665 202,379 通信費 28,778 30,626 印刷費 100,532 143,441 協会費 17,727 17,642 諸会費 5,136 4,682 営業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 76,933 5,7936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 首与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 交際費 86,899 97,774 租稅公課 48,943 66,824 水費空通費 86,899 97,774 租稅公課 48,943 68,294 水動產賃借料 258,391 258,391 役員退職制労引当金操人 3,170 3,050 退職給付費用 70,058 86,602 貿易引当金操人 189,738 196,236 法定福利費 407,477 419,853 福利費生費 6,193 7,906 海營建辦 3,980,710 4,144,067 营業利益 4,370,792 3,996,279 営業外型息 1,803 1,844 受取配 1,803 1,844				
通信費 28,778 30,626 印刷費 100,532 143,441 協会費 17,727 17,642 諸会費 5,136 4,682 図書費 6,491 5,986 賞業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 2,415,481 2,468,628 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞等付金 8,098 21,912 寄付金 1,064 - 旅費交通費 86,899 97,774 和税公課 48,943 668,294 不動産賃債料 258,391 258,391 役員退職部分引当金繰入 3,170 3,050 國園定資産減価償却費 95,208 98,697 法定福利費 407,477 419,863 福利學生費 6,193 7,908 諸経費 3,980,710 4,144,067 営業外収益 1,803 1,844 受取利息 4,370,792 3,996,279 営業外債 11,498 * 1 1,45,859 医型利息 * 1,227,154 * 1 1,45,859 医型利息 * 1,227,154 * 1				
印刷費 100,532 143,441 協会費 17,727 17,642 諸会費 5,136 4,682 図書費 6,491 5,966 営業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 2,415,481 2,468,628 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064 - 旅費交通費 86,899 97,774 租稅公課 48,943 68,294 不動產賃借料 258,391 258,391 役員退職部分引金繰入 3,170 3,050 退職給付費用 70,058 86,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 固定資産減価償却費 95,208 98,697 法定權利費 407,477 419,863 福利厚生費 6,193 7,908 諸経費 389,985 416,706 營業利益 4,370,792 3,996,279 営業外収益 1,803 1,844 受取配配当金 1,803 1,844 受取配配当金 1,803 1,844 受取配配当金 1,271,144 1,145,859 营業外収益 11,4179 13,905 営業外費用 254,634 326,255 営業外費用 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
協会費 諸会費 17,727 17,642 4,682 図書費 管業用計 6,491 5,986 営業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 2,415,481 2,468,628 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064 - 旅費交通費 86,899 97,774 租稅公課 48,943 68,294 不動產賃借料 258,391 258,391 役員退職別労引当金線人 3,170 3,050 遺職給付費用 70,058 86,602 賞与引当金線人 189,738 196,236 固定資産減価償却費 95,208 98,697 活定福利費 407,477 419,863 福利厚生費 6,193 7,908 諸経費 3,980,710 4,144,067 實業外以益 1,803 1,844 受取利息 4,370,792 3,996,279 営業外収益 11,498 1 1,45,859 慶和社会 11,498 1 1,45,859 電業外費用 254,634 326,255 営業外費用 82,709 13,905 貴業外費用 82,709 13,918				
諸会費 図書費5,136 6,4914,682 5,966営業費用計9,378,79710,228,671一般管理費*********************************				
図書費 営業費用計6,4915,986台業費用計9,378,79710,228,671一般管理費給料・手当 受際費 寄付金 				
営業費用計 9,378,797 10,228,671 一般管理費 2,415,481 2,468,628 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064				
会経理費 2,415,481 2,468,628 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064 - 旅費交通費 86,899 97,774 租税公課 48,943 68,294 不動産賃借料 258,391 258,391 役員退職慰労引当金繰入 3,170 3,050 退職給付費用 70,058 86,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 固定資產減価償却費 95,208 98,697 法定福利費 407,477 419,863 福利學生費 6,193 7,908 諸経費 3,980,710 4,144,067 营業外収益 1,803 1,844 受取利息 1,141,498 1,945 营業外費 1,277,154 * 1 164,645		-		
給料・手当 2,415,481 2,468,628 役員報酬 76,933 57,936 給料・手当 1,680,443 1,761,103 賞与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 寄付金 1,064 - 旅費交通費 86,899 97,774 租税公課 48,943 68,294 不動產賃借料 258,391 258,391 役員退職慰労引当金繰入 3,170 3,050 退職給付費用 70,058 86,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 固定資産減価償却費 95,208 96,602 法定福利費 407,477 419,863 福利學生費 6,193 7,908 諸経費 389,985 416,706 一般管理費計 3,980,710 4,144,067 営業外収益 1,803 1,844 受取和息 1,803 1,844 受取配当金 * 1,277,154 * 1,145,859 匿名組合投資利益 11,498 * 1,164,645 維統 14,179 13,297 常業外費用 - 13,297 報提 - 13,297 報表 - 13,297 報表 - 13,297 報酬 - 13,297 報酬 - 13,2			9,570,797	10,220,071
役員報酬76,93357,936給料・手当1,680,4431,761,103賞与658,104649,589交際費8,09821,912奇付金1,064-旅費交通費86,89997,774租稅公課48,94368,294不動産賃借料258,391258,391役員退職慰労引当金繰入3,1703,050退職給付費用70,05886,602買う目金繰入189,738196,236固定資産減価償却費95,20896,697法定福利費407,477419,863福利厚生費6,1937,908諸経費3,980,7104,144,067世業外以益3,980,7104,144,067世業外以益1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844受取配当金* 1,227,154* 1145,859匿名組合投資利益11,498* 1164,645雜益11,498* 1164,645雜益14,17913,905营業外収益計254,634326,255實業外費用-13,297為替差損-13,297報損25,70919,880言業外費用-13,297報損25,70919,880			0 445 404	2 460 620
給料・手当 賞与1,680,4431,761,103賞与658,104649,589交際費8,09821,912奇付金1,064-旅費交通費86,89997,774租稅公課48,94368,294不動產賃借料258,391258,391役員退職慰労引当金繰入3,1703,050退職給付費用70,05886,602賞与引当金繰入189,738196,236固定資産減価償却費95,20898,697法定福利費407,477419,863福利厚生費6,1937,908諸経費3,980,7104,144,067一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844受取利息1,8031,844要取引息1,1,498* 1宣業外収益計254,634326,255置業外収益計254,634326,255實業外収益計-13,297結構費-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,297維持-13,29722,70313,217<				
賞与 658,104 649,589 交際費 8,098 21,912 奇付金 1,064 - 旅費交通費 86,899 97,774 租稅公課 48,943 68,294 不動產賃借料 258,391 258,391 役員退職慰労引当金繰入 3,170 3,050 退職給付費用 70,058 86,602 賞与引当金繰入 189,738 196,236 固定資產減価償却費 95,208 98,697 法定福利費 407,477 419,863 福利摩生費 6,193 7,908 指経費 3,980,710 4,144,067 營業利益 4,370,792 3,996,279 營業外収益 1,803 1,844 受取配当金 * 1 227,154 * 1 145,859 匿名組合投資利益 11,498 * 1 164,645 雜益 14,179 13,905 營業外収益計 254,634 326,255 營業外収益計 254,634 32,027 企業外収益計 2 13,297 維持 2 13,297 維持 2 13,297 維持 2				
交際費 寄付金8,09821,912寄付金1,064-旅費交通費 和稅公課86,89997,774租稅公課48,94368,294不動産賃借料 役員退職股分引当金繰入 退職給付費用 商方引当金繰入 固定資産減価償却費 法定福利費 相利厚生費 高額學生費 一般管理費計 受取利息 受取利息 受取利息 受取和息 受取利息 受取和息 受取和息 受取和息 受取和息 受取和息 受取和息 受取利息 受取和息 受取和息 受取和息 受取和息 受取和息 受取和息 受取利息 受取和息 等外收益 有力 <br< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></br<>				
寄付金1,064-旅費交通費86,89997,774租税公課48,94368,294不動産賃借料258,391258,391役員退職問労引当金繰入3,1703,050退職給付費用70,05886,602賞与引当金繰入189,738196,208固定資産減価償却費95,20898,697法定福利費407,477419,863福利厚生費6,1937,908諸経費3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益1,8031,844受取和息1,8031,844受取配当金* 1227,154* 1145,859匿名組合投資利益11,498* 1164,645監營14,17913,905営業外収益計254,634320,255営業外費用254,634320,255管業外費用4-13,297維損82,70919,880営業外費用計82,70919,880				
旅費交通費 租税公課86,899 48,94397,774 68,294 68,294 7動産賃借料 交員退職配労引当金繰入 退職給付費用 賞与引当金繰入 選問者機力費 法定福利費 名 有利厚生費 有利厚生費 有別學生費 分股管理費計 受取利息 受取利息 受取利息 受取利息 受取利息 管業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外収益 營業外收益 營業外收益 營業分費 營業分費 營業分費 營業分費 營業分費 營業分費 營業分費 				21,912
租税公課 不動産賃借料 役員退職慰労引当金繰入 退職給付費用 (支方引当金繰入 買与引当金繰入 (支信利費金額) (支信利費金額) (支定福利費 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)				- 07 774
不動産賃借料 役員退職慰労引当金繰入 退職給付費用 賞与引当金繰入 商工資産減価償却費 法定福利費 福利厚生費 一般管理費計70,058 189,738 95,208 407,477 419,863 7,908 182業利益 受取利息 受取利息 受取利息 受取利益 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益計 管業外収益 管業外収益計 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益計 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 管業外収益 11,498 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,634 254,636 255,636 254,636 255,636 255,636 256,636 <b< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td></b<>				
役員退職慰労引当金繰入 退職給付費用3,1703,050退職給付費用70,05886,602賞与引当金繰入189,738196,236固定資産減価償却費95,20898,697法定福利費407,477419,863福利厚生費6,1937,908諸経費389,985416,706一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益1,8031,844受取配当金* 1227,154* 1145,859匿名組合投資利益11,498* 1164,645雑益14,17913,905営業外収益計254,634326,255営業外費用-13,297雜損82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
退職給付費用70,05886,602賞与引当金繰入189,738196,236固定資産減価償却費95,20898,697法定福利費407,477419,863福利厚生費6,1937,908諸経費389,985416,706一般管理費計3,980,7104,144,067営業外収益203,996,279受取和息1,8031,844受取配当金* 1227,154* 1145,859匿名組合投資利益11,498* 1164,645雑益14,17913,905営業外収益計254,634326,255営業外費用-13,297結養損82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
賞与引当金繰入189,738196,236固定資産減価償却費95,20898,697法定福利費407,477419,863福利厚生費6,1937,908諸経費389,985416,706一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益1,8031,844受取利息1,8031,844受取配当金* 1 227,154* 1 145,859匿名組合投資利益11,498* 1 164,645雑益14,17913,905営業外収益計254,634326,255営業外費用-13,297維損82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
固定資産減価償却費 法定福利費 福利厚生費 福利厚生費 一般管理費計95,208 407,47798,697 419,863 7,908 389,985諸経費 一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益 受取利息 受取利息 受取配当金 匿名組合投資利益 雑益 営業外収益計1,803 * 1 227,154 11,498 11,498 11,498 14,179 13,9051,844 * 1 164,645 326,255営業外費用 治替差損 維損 営業外費用計254,634 32,70933,297 19,880 19,880				
法定福利費 福利厚生費 福利厚生費 高級費 一般管理費計407,477 6,193 389,985419,863 7,908 416,706一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益 受取利息 受取配当金 匿名組合投資利益 雜益 管業外収益計1,803 * 1 227,154 11,498 11,498 11,498 11,498 * 1 164,645 14,179 13,905営業外収益計 営業外費用 漁替差損 独損 管業外費用計254,634 326,255326,255				
福利厚生費 諸経費6,1937,908一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益 受取利息 受取配当金1,8031,844受取配当金* 1227,154* 1145,859匿名組合投資利益 雜益 営業外収益計11,498* 1164,645常業外収益計254,634326,255営業外費用 維損 営業外費用計-13,297推損 営業外費用計82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
諸経費389,985416,706一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益1,8031,844受取配当金* 1 227,154* 1 145,859匿名組合投資利益11,498* 1 164,645雑益14,17913,905営業外収益計254,634326,255営業外費用長着差損- 13,297維損82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
一般管理費計3,980,7104,144,067営業利益4,370,7923,996,279営業外収益1,8031,844受取配当金* 1 227,154* 1 145,859匿名組合投資利益 雑益 健業外収益計11,498* 1 164,645建業外収益計254,634326,255営業外費用 維損 営業外費用計82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
営業利益 4,370,792 3,996,279 営業外収益 1,803 1,844 受取配当金 * 1 227,154 * 1 145,859 匿名組合投資利益 11,498 * 1 164,645 雑益 14,179 13,905 営業外費用 254,634 326,255 営業外費用 - 13,297 維損 82,709 19,880 営業外費用計 82,709 33,178				
営業外収益 1,803 1,844 受取配当金 * 1 227,154 * 1 145,859 匿名組合投資利益 11,498 * 1 164,645 雑益 14,179 13,905 営業外収益計 254,634 326,255 営業外費用 - 13,297 雑損 82,709 19,880 営業外費用計 82,709 33,178				
受取利息1,8031,844受取配当金* 1 227,154* 1 145,859匿名組合投資利益11,498* 1 164,645雑益14,17913,905営業外収益計254,634326,255営業外費用 維損- 13,297維損82,70919,880営業外費用計82,70933,178			4,370,792	3,996,279
受取配当金* 1227,154* 1145,859匿名組合投資利益11,498* 1164,645雑益14,17913,905営業外費用254,634326,255營業外費用-13,297維損82,70919,880営業外費用計82,70933,178				
匿名組合投資利益 雑益 営業外収益計11,498 14,179* 1 13,905営業外費用 為替差損 推損 営業外費用計- 82,70913,297 13,297 19,880				
雑益14,17913,905営業外収益計254,634326,255営業外費用-13,297雑損82,70919,880営業外費用計82,70933,178			·	,
営業外収益計254,634326,255営業外費用-13,297雑損82,70919,880営業外費用計82,70933,178	匿名組合投資利益		11,498	,
営業外費用13,297為替差損-13,297雑損82,70919,880営業外費用計82,70933,178	雑益		14,179	 13,905
為替差損-13,297雑損82,70919,880営業外費用計82,70933,178	営業外収益計		254,634	 326,255
雑損82,70919,880営業外費用計82,70933,178	営業外費用			
雑損82,70919,880営業外費用計82,70933,178			-	13,297
営業外費用計 82,709 33,178			82,709	

		有"""""""""""""""""""""""""""""""""""""
特別利益		
資産除去債務戻入益	34,769	-
	34,769	-
—————————————————————————————————————		
器具備品除却損	912	-
	912	-
税引前当期純利益	4,576,574	4,289,355
	1,551,017	1,425,847
法人税等調整額	33,368	25,250
法人税等合計	1,584,385	1,400,596
当期純利益 一	2,992,189	2,888,759

(3)【株主資本等変動計算書】

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
			利益剰余金			
	資本金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		利益华イ並	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867	
当期変動額						
剰余金の配当			804,759	804,759	804,759	
当期純利益			2,992,189	2,992,189	2,992,189	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	•	-	2,187,429	2,187,429	2,187,429	
当期末残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296	

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	1,809	1,809	10,952,676
当期変動額			
剰余金の配当			804,759
当期純利益			2,992,189
株主資本以外の項目			
の当期変動額(純額)	3,604	3,604	3,604
当期変動額合計	3,604	3,604	2,191,034
当期末残高	5,414	5,414	13,143,710

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

株主資本				
利益剰余金				
資本金	刊兴淮供令	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計
	利益準備金	繰越利益 剰余金	合計	

					7744 (1747)
当期首残高	2,000,000	500,000	10,638,296	11,138,296	13,138,296
当期変動額					
剰余金の配当			5,941,096	5,941,096	5,941,096
当期純利益			2,888,759	2,888,759	2,888,759
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,052,336	3,052,336	3,052,336
当期末残高	2,000,000	500,000	7,585,959	8,085,959	10,085,959

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計	
当期首残高	5,414	5,414	13,143,710	
当期変動額				
剰余金の配当			5,941,096	
当期純利益			2,888,759	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,846	3,846	3,846	
当期変動額合計	3,846	3,846	3,056,183	
当期末残高	1,567	1,567	10,087,527	

注記事項

重要な会計方針

第31期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 長期前払費用

定額法

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上し ております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付 債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

(PAILE THE PAIL TO THE PAIR T				
第30期 平成27年 3 月31日現	在	第31期 平成28年 3 月31日現在		
* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。		* 1 . 有形固定資産の減 りであります。	価償却累計額は次のとお	
建物 器具備品	170,125千円 476,137千円	建物 器具備品	226,926千円 496,441千円	
* 2 . 関係会社に対する主な資産	・負債	* 2 . 関係会社に対する おりであります。	主な資産・負債は次のと	
当事業年度において、関係会の合計額が負債及び純資産の65を超えており、その金額は8ります。	計額の100分の	関係会社に対する未	払金 732,363千円	

(捐益計算書関係)

<u>(</u> 投血可异自因际 <i>)</i>	
第30期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第31期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日
* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりで あります。	* 1.関係会社との主な取引高は次のとおりで あります。
関係会社からの受取配当金 226,798千円	関係会社からの受取配当金 142,429千円 関係会社からの匿名組合契約
当事業年度において、関係会社に対する営業 費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び	に基づく利益の分配 164,645千円
一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,400,300千円であります。	当事業年度において、関係会社に対する営業 費用及び一般管理費の合計額が営業費用及び
У, СО <u>шана</u> о, 100 , 300 ГГ (С) У & У .	一般管理費の合計額の100分の20を超えており、その金額は3,142,828千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成26年4月1日 現在	増加	減少	平成27年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額

804,759千円

(ロ) 1株当たり配当額

21,012円

(八) 基準日平成26年3月31日(二) 効力発生日平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成27年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額939,116千円(口) 配当の原資利益剰余金(八) 1株当たり配当額24,520円(二) 基準日平成27年3月31日(ホ) 効力発生日平成27年6月30日

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成27年4月1日 現在	増加	減少	平成28年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	ı	ı	38,300

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額939,116千円(口) 1株当たり配当額24,520円(八) 基準日平成27年3月31日(二) 効力発生日平成27年6月30日

平成27年11月24日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額5,001,980千円(口) 1株当たり配当額130,600円(八) 効力発生日平成27年11月30日

- (注)基準日は設定しておりません。配当の効力発生日時点の株主へ配当を実施しております。
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成28年6月28日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額791,278千円(口) 配当の原資繰越利益剰余金(八) 1株当たり配当額20,660円(二) 基準日平成28年3月31日(ホ) 効力発生日平成28年6月28日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第30期	第31期
自 平成26年4月1日	自 平成27年4月1日
至 平成27年 3 月31日	至 平成28年 3 月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、 資産運用リスクを極力最小限に留めることを 基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんど1年以内 の支払期日であり、流動性リスクに晒されて おります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク

> 未収収益については、管理部門において取引 先ごとに期日及び残高を把握することで、回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において 定期的に時価を把握する体制としておりま す。

流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動 性リスクを管理しております。 (1) 金融商品に対する取組方針 同左

(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左

市場リスク同左

流動性リスク 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第30期(平成27年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	11,141,499	11,141,499	-
(2)未収委託者報酬	1,838,877	1,838,877	-
(3)未収収益	2,613,524	2,613,524	-
(4)未収入金	144,239	144,239	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	35,337	35,337	-
(6)敷金	315,033	315,033	-
(7)預り金	(35,761)	(35,761)	-
(8)未払金	(1,882,737)	(1,882,737)	-
(9)未払費用	(226,407)	(226,407)	-
(10)未払消費税等	(381,984)	(381,984)	-
(11)未払法人税等	(777,000)	(777,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第31期(平成28年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません((注2)参照)。

			(+12.111)
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,701,500	6,701,500	-
(2)未収委託者報酬	1,571,495	1,571,495	-
(3)未収収益	2,099,418	2,099,418	-
(4)未収入金	166,601	166,601	-
(5) 1 年内回収予定の敷金	315,033	315,033	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	43,761	43,761	-
(7)預り金	(39,072)	(39,072)	-
(8)未払金	(2,119,086)	(2,119,086)	-
(9)未払費用	(147,843)	(147,843)	-
(10)未払消費税等	(93,340)	(93,340)	-
(11)未払法人税等	(736,000)	(736,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券	及びデリバティブ取引に関する事項
第30期 平成27年 3 月31日現在	第31期 平成28年 3 月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(7) 預り金、(8) 未払金、(9) 未払費用並びに(10) 未払消費税等及び(11) 未払法人税等	
これらは短期間で決済されるため、時価は帳 簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 によっております。	
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計 方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価 方法」に記載しております。	(6) 投資有価証券 同左
(6) 敷金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該 帳簿価額によっております。	

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 「 第20期 |

第30期		第31期	
平成27年 3 月31日現在		平成28年 3 月31日現在	
以下については、市場価格がなく、かつ将来 キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時 価を把握することが極めて困難と認められるた め、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
	(単位:千円)		(単位:千円)
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	221,595	子会社株式	1,637,243
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社	31,200	その他の関係会社	31,200
有価証券		有価証券	
		敷金	450,152
		その他長期差入保証金	10,852

(注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第30期	第31期
平成27年 3 月31日現在	平成28年 3 月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	

(注4)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額 第30期(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

				(+ 12 + 113 /
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	11,141,470	-	-	-
未収委託者報酬	1,838,877	-	-	-
未収収益	2,613,524	-	-	-
未収入金	144,239	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があ	-	1,000	4,903	-
るもの				
敷金	-	315,033	-	-
合計	15,738,111	316,033	4,903	-

第31期(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

				(+12 + 113 /
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
預金	6,701,448	-	-	-
未収委託者報酬	1,571,495	-	-	-
未収収益	2,099,418	-	-	-
未収入金	166,601	-	-	-
1年内回収予定の敷金	315,033	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があ	-	17,460	3,952	-
るもの				
合計	10,853,997	17,460	3,952	-

(有価証券関係)

第30期	第31期
平成27年 3 月31日現在	平成28年 3 月31日現在
1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他	1 . 子会社株式及び関連会社株式並びにその他
の関係会社有価証券	の関係会社有価証券
子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。	子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,637,243千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。
2 . その他有価証券 (単位:千円)	2.その他有価証券 (単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
証券投資	33,921	25,426	8,495
信託	33,921	25,426	0,490
貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
の			
証券投資	1,415	1,908	492
信託	1,413	1,900	492
合計	35,337	27,335	8,002

			\
区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えるもの 証券投資	26,436	21,324	5,111
信託 貸借対照 表計上額が 取得原価を 超えないも			
の 証券投資 信託	17,324	20,176	2,851
合計	43,761	41,501	2,259

- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。
- 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用 しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第30期			第31期
	自	平成26年4月1日	自	平成27年4月1日
	至	平成27年3月31日	至	平成28年3月31日
退職給付引当金の期首残高		141,238千円		179,872千円
退職給付費用		51,674千円		33,702千円
退職給付の支払額		13,040千円		15,789千円
制度への拠出額		-		-
		179,872千円		197,784千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第30期	第31期
	平成27年3月31日現在	平成28年 3 月31日現在
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	179,872千円	197,784千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	179,872千円	197,784千円
退職給付引当金	179,872千円	197,784千円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	179,872千円	197,784千円

(3) 退職給付費用

第30期 第31期 自 平成26年4月1日 自 平成27年4月1日 至 平成27年3月31日 至 平成28年3月31日 簡便法で計算した退職給付費用 51,674千円 33,702千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 41,147千円、第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)43,203千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期	第31期
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	5,892千円	6,512千円
退職給付引当金	58,170千円	60,561千円
未払金	1,846千円	2,992千円
賞与引当金	62,803千円	60,558千円
未払法定福利費	8,288千円	7,858千円
未払事業所税	2,781千円	2,632千円
未払事業税	54,175千円	45,510千円
未払調査費	43,152千円	45,270千円
減価償却超過額	57,530千円	85,044千円
未払確定拠出年金	1,155千円	1,112千円

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

未払費用	4,771千円	7,764千円
繰延税金資産小計	300,569千円	325,819千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	300,569千円	325,819千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,587千円	691千円
繰延税金負債合計	2,587千円	691千円
繰延税金資産の純額	297,981千円	325,127千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の 内訳

第30期	第31期
(平成27年 3 月31日現在)	(平成28年 3 月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は15,504千円減少し、法人税等調整額が15,541千円、その他有価証券評価差額金が37千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

<u>(セクメノト情報寺)</u>	
第30期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	第31期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日
[セグメント情報] 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設 定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金 融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っ ております。また「金融商品取引法」に定める投 資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれ らの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セ グメントとしております。従いまして、開示対象 となるセグメントはありませんので、記載を省略 しております。	

東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が 損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記 載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の 営業収益の90%を超えるため、記載を省略し ております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算 書の営業収益の10%以上を占める相手先がない ため、記載を省略しております。

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報
 同左
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益 同左
- (2) 有形固定資産 同左

3. 主要な顧客ごとの情報 同左

(関連当事者情報)

第30期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET	英国・	GBP	金融商品	(所有)	運用の 所有) 再委任		1,849,352	未払金	376,465
	MANAGEMENT LIMITED	ロンドン	300千	取引業	直接50%	役員の 派遣	制査費 の支払	1,049,332	未払費用	36,012

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場) 東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第31期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	東京海上日動火災	東京都	101 004 604	提字促除类	損害保険業	(被所有)	投資信託 の取扱		587,292	未払手数料	162,226
祝云仙	保険株式会社	千代田区	101,994,694	摂古体桝栗	直接100%	役員の 兼任	数料の 支払	567,292	本拉士X科	102,220	

(注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

	(1) Minimum Alexander													
種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)				
子会社	TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT	シンガポール・	SGD	投資運用業	(所有)	投資助言 の受入	増資の	1,415,648	_	_				
JAIL	INTERNATIONAL PTE.LTD.	シンガポール	17,400千	17,400千 投資助言業	直接100%	役員の 兼任	引受	1,410,040						
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET	英国・	GBP	投資運用業 (所有) 上投資助言業 直接50%	投資運用業	投資運用業	投資運用業	(所有)	用業 (所有)	運用の 再委任	委託 調査費	1,250,497	未払金	255,308
为是公社	MANAGEMENT LIMITED	ロンドン	300千		役員の 派遣	の支払	1,200,407	未払費用	4,855					

- (注)*取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。
 - *取引金額には、消費税等は含まれておりません。
 - *増資の引き受けは、子会社が行った増資を引き受けたものであります。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場) 東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第30期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日
1株当たり純資産額	343,177円83銭
1株当たり当期純利益 金額	78,125円04銭

^{*}取引金額には、消費税等は含まれておりません。

2,992,189千円

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がな いため記載しておりません。

(注)2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであり ます。

当期純利益 普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る当期純利益 2,992,189千円

期中平均株式数 38,300株

第31期

平成27年4月1日 (自 至 平成28年3月31日)

1株当たり純資産額 263,381円91銭

1 株当たり当期純利益金額 75,424円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

貸借対照表の純資産の部の合計額 10,087,527千円

純資産の部の合計額から控除する金額

10,087,527千円 普通株式に係る当期末の純資産額

1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 38,300株

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

損益計算書上の

当期純利益金額 2,888,759千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る当期純利益金額 2,888,759千円

普通株式の期中平均株式数 38,300株

(追加情報)

[共通支配下の取引等]

当社は、関係当局の許認可等を前提に平成28年10月1日(予定)を合併の効力発生日として東京海上不動 産投資顧問株式会社と合併契約を平成28年3月9日に締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 東京海上不動産投資顧問株式会社

事業の内容 不動産を対象とした投資運用業、投資助言業等

(2) 企業結合日

平成28年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

東京海上アセットマネジメント株式会社を吸収合併存続会社、東京海上不動産投資顧問株式会社を 吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

東京海上アセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合の目的

東京海上グループのアセットマネジメント会社である2社を統合することでのシナジー効果を追求い たします。具体的には、商品のラインアップを拡大することで多様なニーズを有する投資家への訴 求力を高めること、コーポレート部門の統合による効率化と機能強化を図ることを目的として行う ものであります。

EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 東京海上不動産投資顧問株式会社との合併を踏まえ、定款を変更する予定です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成28年10月1日付で、東京海上不動産投資顧問株式会社と合併する予定です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

・資本金の額 324,279百万円(平成27年9月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報:再信託受託会社の概要>

・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円(平成27年9月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関す

る法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
東京海上日動火災保険株式会社		保険業法に基づき 損害保険業を営んでいます。

^() 平成27年9月末日現在。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本 マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1.目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2.目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3.請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4.目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがあります。
- 5.目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月8日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年10月1日を合併の効力発生日として東京海上不動産投資顧問株式会社と合併契約を平成28年3月9日に締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

到宝閚区

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月1日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進業務執行社員 公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本債券インデックスの平成27年4月16日から平成28年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積 りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・日本債券インデックスの平成28年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。